

#### (4) 法曹養成に係るコスト及び公的支援の見直し

(要旨)

##### ア 法曹養成に係るコスト

###### (7) 国が投入している行政コスト（予算）

法曹養成制度については、

- ① 法科大学院の運営等に対する文部科学省の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援、法務省の教員派遣費等
- ② 司法試験及び司法試験予備試験の実施費用
- ③ 司法修習の実施費用

が投入されており、法科大学院制度が開始された平成16年度から22年度までの累計で約1,431億円となっている。

###### (イ) 法科大学院における国費の投入

###### a 司法試験合格者1人当たりの国費投入額の推計

- ① 法科大学院に対する国費の投入額は、平成16年度から22年度までの間に585億円と推計（文部科学省推計額625億円から、個別教育プロジェクトへの支援費を差し引き、法務省の教員派遣費等を加えたもの）

(注) 運営費交付金及び経常費補助金特別補助は、教員数及び学生定員により算定。

学生数が定員に満たない場合には、減額調整あり。

- ② 上記585億円のうち、平成17年度から22年度までの法科大学院修了者2万5,825人に対応する国費は527億3,000万円と推計（585億円から、23年試験を受験していない23年度以降の修了者に係る投入額を除いたもの）
- ③ 平成17年度から22年度までの間の法科大学院修了者2万5,825人のうち、18年から23年までの間に実施された司法試験に合格した者は1万1,105人

平成19年度から22年度までの修了者の中には、24年から27年までの間に実施される司法試験の受験が可能な者がおり、これらの者について、24年から27年までの司法試験合格者数を以下の方法により既修者・未修者別に推計

###### i) 既修者に係る合格者数の推計

既に5年間の受験期間が終了している平成17年度及び18年度修了者の受験年別合格者数を基にした場合、19年度から22年度までの修了者について、受験期間1年目から5年目までの受験資格者がそれぞれの残り受験期間（5年目に達するまでの間）内にどれだけ合格するのかを推計したところ、599人となる。

###### ii) 未修者に係る合格者数の推計

既に5年間の受験期間が終了している平成18年度修了者の受験年別合格者数を基にした場合、19年度から22年度までの修了者について、受

験期間 1 年目から 5 年目までの受験資格者がそれぞれの残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内にどれだけ合格するのかを推計したところ、677人となる。

平成23年試験までの合格者数の実績値 1 万1,105人に、上記 i ) 及び ii ) で算出した24年試験以降の推計値1,276人（既修者599人、未修者677人）を加えると、17年度から22年度までの修了者 2 万5,825人の最終的な合格者数は 1 万2,381人と推計

④ 以上の推計データにより、司法試験合格者一人当たりの国費投入額を推計すると、

i ) 修了者全員が司法試験に合格したとする場合：約204万円

ii ) 修了者の 7 割の者が合格したとする場合：約292万円

iii ) 累計合格者数の推計 1 万2,381人が合格したとする場合：約426万円

#### b 法科大学院間のコスト

法科大学院修了者の累積合格者数及び經常費補助金特別補助の法科大学院支援を基に、累積合格者率上位 5 校の平均と下位 5 校の平均の合格者一人当たりのコストを推計すると、

i ) 上位 5 校の平均では約222万円であるのに対し、

ii ) 下位 5 校の平均では約3,693万円と約17倍になっている。

#### (ウ) 司法試験に要する費用

法務省は、司法試験費用として、平成 23 年度は 4 億 3,500 万円を支出している。

なお、司法試験の受験手数料は、平成23年度で 2 万8,000円（電子出願の場合は 2 万7,200円）である。

#### (イ) 司法修習における法曹養成コスト

平成 18 年度から 23 年度までの司法修習関係予算 710 億 3,400 万円及び 18 年から 23 年までの間の新司法修習修了者 8,642 人を基に、司法修習修了者 1 人当たりの法曹養成コストを推計すると、約 587 万円となる（P.243 参照）。

#### (オ) 法科大学院の学費

法科大学院の学費等の額（23 年度平均額）を試算すると、

i ) 国立 269万円（未修者の 3 年分）

ii ) 私立 402万円（未修者の 3 年分）

となる。

## イ 公的支援の見直し

文部科学省は、平成 22 年 9 月 16 日、中教審法科大学院特別委員会の審議を経た後、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省決定）を決定している。

当該決定において、次のとおり、i) 入学者の質の確保という観点からは競争倍率を、ii) 司法試験の合格状況という観点からは司法試験合格率等を、公的支援の見直し対象を選定する指標としている。

- ① 公的支援の見直し実施年度の前年度の入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)が 2 倍未満
- ② 公的支援の見直し実施年度の前年度までに、以下の i)、ii) のいずれかに該当する状況が 3 年以上継続(注)
  - i) 司法試験の合格率(合格者数/修了年度を問わない全受験者数)が全国平均の半分未満
  - ii) 直近修了者(司法試験の直前の 3 月が含まれる年度に修了した者)のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ、直近修了者の合格率(直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数)が全国平均の半分未満

(注) 例えば、1 年目は i) のみ該当、2 年目は ii) のみ該当、3 年目は i)、ii) 両方に該当という場合も含まれる。

組織見直しの具体的措置としては、国立大学法人運営費交付金(法科大学院の設置時に措置した額(学生経費相当分は除く。))を考慮)及び私立大学等経常費補助金(国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安)を減額調整することとしており、平成 24 年度予算から対応することとしている(注)。

(注) 私立大学等経常費補助金については、日本私立学校振興・共済事業団において補助金交付要綱等の改正を行い、減額調整手続を進めることとなっている。

上記の指標①及び②の両方に該当し、平成 24 年度に公的支援の見直しの対象となる法科大学院は、6 校となっている。

なお、上記の指標①及び②の両方には該当しないものの、どちらかに該当するものが、①については 13 校、②については 14 校ある。

公的支援の見直しの対象の選定は、上記の 2 指標で判断されることとなったが、以下のとおり、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

- ① 法曹養成制度改革では、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には非法学部出身者や社会人を一定割合以上入学させるべきとされている。これらの者は、法律学の基礎知識を持たない未修者として入学することとなるが、未修者については、司法試験の合格率(平成 23 年は 16.23%)が既修者(同 35.42%)に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成 19 年以降継続している。

このため、法曹養成制度改革の理念に沿って、未修者を中心に教育を行って

いる法科大学院は、司法試験合格率が低迷している状況にある。

- ② 3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である13校の競争倍率をみると、平成22年度の競争倍率2倍未満から23年度に競争倍率2倍以上に回復したものが11校ある。このうち10校は、定員内不合格者を出している。
- ③ 上記の指標①及び②の両方に該当しない27校の中には、3年連続して競争性の確保が図られていないものが8校、長期的に法科大学院教育の質の確保が図られず、司法試験合格率が低迷しているものが7校ある。
- ④ 司法試験の不合格者数は、年々増加しており、100人以上の不合格者を出している法科大学院もみられる。
- ⑤ 退学者・除籍者や休学者が大量に発生している。特に、未修者は既修者に比べて多く、退学者・除籍者等の割合も上昇している。

なお、既に撤退や他の法科大学院との統合を表明した法科大学院がある。

## ア 制度の概要

### (7) 法曹養成に係るコスト

連携法律では、法曹養成のための施策を実施するために必要な法制上の措置、財政上の措置等を講じることが国の責務とされている(第3条第5項)。

法曹養成制度については、法科大学院の運営等に対して、国立大学法人運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)、私立大学等経常費補助金(以下「経常費補助金」という。)特別補助等の国費が投入されており、また、司法試験の実施、司法修習の実施に対しても国費が投入されている。

しかし、連携法施行後、今日まで約9年にわたって実施されてきた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策全体のコスト及び効果は明確にされていない。

このため、当省が、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する施策を推進するために国が投入している行政コスト(予算)並びに法科大学院で教育を受けるために必要な個人負担等について、以下の手法により、把握・分析を行った。

- ① 国が投入している行政コスト(予算)
  - i) 法科大学院関係予算、司法試験等関係予算、司法修習関係予算
  - ii) 法曹養成制度に国が投入している行政コスト(予算)から、法科大学院修了者、司法試験合格者、司法修習修了者一人当たりにより要している国の費用を試算
- ② 法科大学院で教育を受けるために必要な個人負担等
  - i) 法科大学院で教育を受けるために必要とされる入学金、学費等の個人負担額を把握し、法科大学院生一人当たりの額を試算
  - ii) 法科大学院が行っている奨学金等の支給等の支援状況を把握

a 国が投入している行政コスト（予算）

(a) 法科大学院関係予算

① 文部科学省の法科大学院に対する支援措置

審議会意見では、i) 法科大学院の人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については適正な公的支援が行われる必要がある、ii) 資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を十分に整備・活用すべきであるとされている。これを受け、文部科学省は次のような公的支援を行っている。

i) 運営費交付金及び経常費補助金

文部科学省は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき、国立大学法人に対し、教育研究活動を継続的・安定的に支えるために必要な基盤的経費として、法科大学院に係る経費を含め、運営費交付金を交付している。

また、文部科学省は、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）に基づき、教育条件の維持・向上及び学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、学校法人に対し、教育研究に係る経常的経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）に基づき設立された特殊法人。以下「私学事業団」という。）を通じて、経常費補助金を交付している。

経常費補助金には、一般補助（専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等を対象）、特別補助（特定の分野・課程等の教育の振興のために一般補助に増額して交付）がある。法科大学院を設置する私立大学に対しては、一般補助のほか、法科大学院支援のための特別補助が交付されている。

ii) 国公立大学を通じた大学教育改革の支援

文部科学省は、各大学における大学教育改革の取組を促進するため、国公立大学を通じた大学教育改革の支援のプログラムを実施しており、特色ある優れた取組に対して、大学改革推進等補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）に基づき補助金を交付し重点的な財政支援を行っている。

この一環として、平成 16 年度から 21 年度までの間、専門職大学院等を対象にして、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム等を実施し、専門職大学院等から申請のあった教育プロジェクトから優れた教育プロジェクトを選定し経費措置を行った。

② 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業

独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）

は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「学生支援機構法」という。）に基づき、経済的理由により修学に困難がある学生等に対して学資の貸与等を行っている。

法科大学院生は、学生支援機構が学生支援機構法第 14 条の規定に基づき貸与する第一種学資金（無利息の学資金）及び第二種学資金（利息付きの学資金）について、大学院修士課程及び大学院博士前期課程に在籍する者を対象とした額の学資金の貸与を受けることができる。その際、第二種学資金の貸与では、法科大学院生は他の大学院生よりも増額した学資金の貸与を受けることができる措置が設けられている。

### ③ 法務省の法科大学院に対する協力

法務省は、検察官の法科大学院への派遣、法科大学院で用いる教材の作成・配布等を行っており、そのための予算措置が講じられている。

#### i) 検察官の法科大学院への派遣

法科大学院設置者は、法科大学院において法曹としての実務に必要な能力を涵養するための教育を行うため、裁判官又は検察官その他の一般職の国家公務員（以下「検察官等」という。）を教授等として必要とするときは、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号。以下「派遣法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、その派遣を要請することができることとされている。

派遣法第 4 条の規定に基づき、検察官等が職務とともに教授等の授業を行うために法科大学院に派遣（いわゆる「パートタイム派遣」）される場合、法科大学院から相当額の報酬等を受け、本来の業務に従事しない時間につき給与を減額して支給されるが、特に必要があると認められる場合に国から減額分の一部を支給することができることとされている（派遣法第 7 条）。また、派遣法第 11 条の規定に基づき、検察官等が専ら教授等の授業を行うために法科大学院に派遣（いわゆる「フルタイム派遣」）される場合、派遣期間中は法科大学院から相当額の報酬等を受け、国は給与を支給しないが、特に必要があると認められる場合に国から給与の一部を支給することができることとされている（派遣法第 13 条）。法務省は、このような法科大学院に派遣する検察官の給与及び社会保険料について予算措置を行っている。

また、法科大学院に派遣される検察官に対する事前研修等を実施しており、そのための経費について予算措置を行っている。

なお、教授等の授業を行うために裁判官を法科大学院に派遣する場合、派遣法第 4 条の規定に基づく職務とともに教授等の授業を行

うための派遣（いわゆる「パートタイム派遣」）に限られ、法科大学院から報酬等の支払を受けず、裁判官としての給与は減額されない（派遣法第6条）。また、裁判官の派遣を受けている法科大学院設置者は、教授等の業務の対償に相当するものとして、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）で定める金額を国庫に納付しなければならないとされている。こうしたことから、法科大学院に派遣する裁判官について、派遣のための予算措置は行われていない。

ii) 教材の作成・配布等

法務省は、平成15年度から、法科大学院の教育に用いる刑事法分野の教材（「事件記録教材」、「公判演習教材」等の書籍）を作成し法科大学院に提供しており、そのための経費について予算措置を行っている。

(b) 司法試験等関係予算

法務省は、司法試験及び予備試験を実施するための経費として、司法試験委員及び司法試験考査委員に対する手当、試験問題印刷費、試験会場借料等について予算措置を行っている。

(c) 司法修習関係予算

最高裁判所は、司法修習生に対して国が支給する司法修習手当（平成23年11月から貸与制に移行）、司法修習の実施に係る経費等について予算措置を行っている。

また、法務省は、検察庁において実施する司法修習生の実務研修に係る経費について予算措置を行っている。

(イ) 公的支援の見直し

（組織見直しの経緯）

中教審法科大学院特別委員会は、法科大学院教育の改善状況調査結果（平成22年1月22日公表）に基づき、「法科大学院における組織見直しの促進方策について」（平成22年3月12日中教審法科大学院特別委員会）を取りまとめ、i) 各法科大学院では、中教審法科大学院特別委員会報告を踏まえて、教育の改善が進められていること、ii) しかし、その一方で、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること、iii) その中には、組織の見直し（統廃合を含む。）の検討に着手していないなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院がみられることなどの課題を指摘している。

そして、中教審法科大学院特別委員会は、このような状況を踏まえれば、

これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼に関わるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、速やかに抜本的な見直しを実施されることが急務であるとし、文部科学省に対し、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきと提言している。

#### （公的支援の見直しの指標）

「法科大学院における組織見直しの促進方策について」においては、公的支援の見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、その際、i) 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、ii) 司法試験の合格状況に大きな問題があること、iii) 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていることなどを考慮して判断することが考えられると提言されている。

これを受け、文部科学省は、公的支援の見直しには定量的指標を使用することとし、平成 22 年 9 月 16 日、中教審法科大学院特別委員会の審議を経た後、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省決定）を決定している。

当該決定において、以下のとおり、i) 入学者の質の確保という観点からは競争倍率を、ii) 司法試験の合格状況という観点からは司法試験合格率等を、公的支援の見直し対象を選定する指標としている。なお、文部科学省は、授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られる法科大学院は、ほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していることから、司法試験の合格率等を指標とすることで、これらの状況についても反映できると判断している。

- ① 公的支援の見直し実施年度の前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数/合格者数）が 2 倍未満
- ② 公的支援の見直し実施年度の前年度までに、以下の i)、ii) のいずれかに該当する状況が 3 年以上継続（注）
  - i) 司法試験の合格率（合格者数/修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満
  - ii) 直近修了者（司法試験の直前の 3 月が含まれる年度に修了した者）のうち司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ、直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

（注）例えば、1 年目は i) のみ該当、2 年目は ii) のみ該当、3 年目は i)、ii) 両方に該当という場合も含まれる。

#### （組織見直しを促す具体的方法）

組織見直しの具体的措置としては、運営費交付金（法科大学院の設置時に措置した額（学生経費相当分は除く。）を考慮）及び経常費補助金（運営費



交付金と同程度の額を目安)を減額調整することとしており、平成24年度予算から対応することとしている(注)。

(注) 経常費補助金については、私学事業団において補助金交付要綱等の改正を行い、減額調整手続を進めることとなっている。

## イ 政策効果の把握結果

### (7) 法曹養成に係るコスト

国が投入している行政コスト(予算)は、法科大学院制度が開始された平成16年度から22年度までの間でみると、約1,431億円(注)となっている。

(注) 内訳は次のとおりである。

- ① 法科大学院関係予算
  - i) 文部科学省：625億円(後述の図表2-(4)-③)
    - ・国立大学法人における法科大学院に係る国立大学法人運営費交付金
    - ・私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援
    - ・国公私を通じた取組支援のうち法科大学院に係る取組への支援
  - ii) 法務省の教員派遣費等：6億6,800万円(図表2-(4)-⑤の網掛け部分)
- ② 司法試験等関係予算：24億4,200万円(図表2-(4)-⑥の網掛け部分)
- ③ 司法修習関係予算
  - i) 最高裁判所：770億900万円(図表2-(4)-⑦の網掛け部分)
  - ii) 法務省：4億3,100万円(図表2-(4)-⑧の網掛け部分)

#### a 法科大学院関係予算の推移

##### ① 文部科学省

各国立大学法人は、国立大学法人法に基づき、中期計画において中期計画期間(6年間)の予算案を作成し文部科学大臣の認可を受ける。中期計画には6年間に国から受ける運営費交付金の額が示されているが、国立大学法人会計基準では、学部別、大学・大学院別に区分して経理を行うこととされていないため、運営費交付金の額は各国立大学法人への交付額として表されている。

文部科学省では、運営費交付金は、詳細な用途の特定がない「渡し切りの交付金」であるため、例えば、法科大学院に対して運営費交付金の予算をいくら措置するといった仕組みにはなっておらず、法科大学院への運営費交付金の予算額は、その年の運営費交付金全体の内数になると説明している。

このため、文部科学省は、文部科学省における法科大学院関係予算は、図表2-(4)-①のとおりであり、各年度の合計額を算定するのは困難であるとしている。

図表 2 - (4) - ① 文部科学省における法科大学院関係予算の推移（平成 16～23 年度）  
（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金	1,241,570 の内数	1,231,729 の内数	1,221,478 の内数	1,204,377 の内数	1,181,333 の内数	1,169,520 の内数	1,158,515 の内数	1,152,750 の内数	
経常費補助金特別補助の法科大学院支援	2,500	4,000	4,797	4,680	4,652	4,490	3,999	3,759	32,877
国公立大学を通じた取組のうち、法科大学院に係る取組への支援	1,257	1,330	1,167	357	469	86	—	—	4,666

（注） 1 文部科学省資料に基づき当省が作成した。

- 2 「経常費補助金特別補助の法科大学院支援」については、平成 16 年度から 18 年度までは予算額である。平成 19 年度以降は、法科大学院を含む専門職大学院に対する経常費補助として一括した額が予算に計上されており、法科大学院に係る予算額を切り分けることはできないため、各年度において法科大学院に交付された実績額を記載した。
- 3 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」は、「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（平成 16～17 年度実施）、「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」（18 年度実施）、「専門職大学院等教育推進プログラム」（19 年度実施）を、20～21 年度は「専門職大学院等における高度専門職業人教育推進プログラム」（20 年度実施）である（選定された教育プロジェクトへの財政支援期間は 2 年間又 3 年間）。

一方、文部科学省は、法科大学院に対して投じられた国費の額について、次のとおり、国会答弁等において公開している。

- i) 平成 22 年 4 月 16 日衆議院法務委員会において、法科大学院への国費の投入額を問う質問に対して、平成 21 年度に法科大学院に対して投じられた国費（文部科学省関係予算）は約 82 億 6,000 万円となる旨を答弁（図表 2 - (4) - ②）
- ii) 平成 23 年 8 月 4 日に開催された「法曹の養成に関するフォーラム（第 4 回）」に提出された資料において、平成 16 年度から 22 年度までの間に、文部科学省が法科大学院に行った財政支援の額は 625 億円となる試算を公表している（図表 2 - (4) - ③）。

図表 2 - (4) - ② 法科大学院に対して投じられた国費についての国会答弁（平成 22 年 4 月 16 日衆議院法務委員会における鈴木文部科学副大臣答弁）

<p>（質問者：河合委員） …（略）…<u>法科大学院に対して、国が、政府がどのくらいの国費を投じているか。</u>文部科学副大臣、おわかりでしたらお答えをいただきたいと思います。 （答弁者：鈴木文部科学副大臣） まず、<u>21 年度ベース</u>を参考に申し上げますと、<u>私立の法科大学院を含む専門職大学院に対する経常費補助が 45 億円</u>、それから<u>国公立大学を通じた教育の取り組みに対する支援</u>ということで<u>5.6 億円</u>、それから<u>国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金相当額</u>ということで<u>試算をいたしますと 32 億円</u>…（略）…</p>
--

（注）衆議院のホームページ掲載の議事録に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ③ 法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の推移(平成 16～22 年度)

(単位：億円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計
法科大学院に係る文部科学省の財政支援額	89	99	98	93	92	83	71	625

(注) 1 法曹の養成に関するフォーラム(第4回)(平成23年8月4日開催)資料に基づき当省が作成した。

2 上表の金額は文部科学省の試算によるものである。法曹の養成に関するフォーラムに提出された資料では、次の注記が付されている。

- ・①国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金(試算額)、②私立法科大学院に着目した私立大学等経常費補助金特別補助(交付実績額)、③国公私を通じた教育改革の取組支援(法科大学院を含む専門職大学院を対象)(予算額)の合計。
- ・国立大学法人運営費交付金は詳細な使途がない「渡し切りの交付金」であるため、法科大学院に係る額を算定することはできないが、一定の考え方にに基づき試算。
- ・23年度については、②の交付実績が23年度末に公表されるため現時点では未定。

3 文部科学省は、運営費交付金について、次のような考え方にに基づき試算したと説明している。

(1) 平成16年度から21年度までの運営費交付金

i) 運営費交付金予算額を算定する際の教育研究経費について、法科大学院の教員数、学生数等に基づき、法科大学院に係る教育研究経費相当額(推計値)を算出

ii) 法科大学院の学生収容定員等に基づき、法科大学院に係る授業料等収入相当額(推計値)を算出

iii) i から ii を減算して、法科大学院に係る運営費交付金(推計値)を算出

(2) 平成22年度の運営費交付金

国立大学法人の第2期中期目標期間(平成22年度～27年度)における運営費交付金算定方法の見直しにより、平成21年以前と同様の計算を行うことはできないため、平成21年度試算額から入学定員減による影響額を差し引いて試算を行った。

## ② 学生支援機構

学生支援機構が実施している奨学金事業予算に占める法科大学院に係る事業費は、図表2-(4)-④のとおりであり、平成22年度で112億8,100万円となっている。このうち、法科大学院の学生に対しては、81億円の奨学金(事業費の71.7%)が貸与されている。

図表 2 - (4) - ④ 学生支援機構における法科大学院関係予算の推移(平成 16～23 年度)

(単位：百万円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
学生支援機構の奨学金事業費予算のうち法科大学院に係る事業費予算	6,803	10,494	12,911	12,936	12,869	12,236	11,281	11,043	90,573

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 本図表には、学生支援機構の奨学金事業費予算のうち、法科大学院生を対象にした事業費予算額を計上している。文部科学省では、貸与基準を満たす者のほぼ全員に貸与できるよう、申請状況により柔軟に対応しているため、実績額は異なると説明している。

## ③ 法務省

法務省における法科大学院関係予算の推移は、図表2-(4)-⑤のとおりであり、平成16年度に5,600万円であったものが、22年度は1億400万円に増加している。法科大学院への検察官の派遣人数は、平成16年度は19人であったが、22年度は51人に増加しており、予算増の要因となっている。

図表 2 - (4) - ⑤ 法務省における法科大学院関係予算の推移（平成 16～23 年度）

（単位：百万円、人）

区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
法科大学院協力経費		5	4	4	5	4	4	3	2	31
法科大学院派遣関係経費		50	90	94	110	94	98	102	91	730
検察官の派遣人数		19	44	53	49	49	52	51	48	365
合 計		56	94	98	115	99	102	104	94	761

- （注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算は、当初予算である。  
 3 「法科大学院協力経費」は、法科大学院に派遣する検察官への事前研修、法科大学院の教育に用いる教材の作成・配布に係る経費である。  
 4 「法科大学院派遣関係経費」は、法科大学院派遣職員に対する給与及び保険料である。  
 5 「検察官の派遣人数」は、職務とともに教授等の授業を行うために法科大学院に派遣される場合（派遣法第 4 条の規定に基づく派遣）及び専ら教授等の授業を行うために法科大学院に派遣される場合（派遣法第 11 条の規定に基づく派遣）の双方を含んでいる。また、1 人の検察官が複数の法科大学院に派遣されたる場合もあり、本表では派遣された検察官の延べ人数を計上している。  
 6 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

#### b 司法試験等関係予算の推移

法務省における司法試験等関係予算の推移は、図表 2 - (4) - ⑥のとおりであり、新司法試験が開始された平成 18 年度は 2 億 9,100 万円であったものが、22 年度は 4 億 9,900 万円に増加している。新司法試験の受験者数は、平成 18 年度は 2,091 名であったが、22 年度は 8,163 名に増加しており、予算増の要因となっている。

また、旧司法試験のみが実施されていた平成 15 年度における旧司法試験の実施に係る予算額 9,400 万円であり、22 年度新司法試験及び司法試験予備試験の実施に係る予算額は、その約 5 倍の 4 億 6,500 万円となっている。

なお、司法試験の受験手数料は、平成 23 年度で 2 万 8,000 円（電子出願の場合は 2 万 7,200 円）である。

図表 2 - (4) - ⑥ 法務省における法曹養成に関する予算額の推移（平成 15～23 年度）

（単位：百万円）

区分	年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
司法試験制度改革推進等経費		21	22	16	9	7	11	6	1	0	93
新司法試験		—	—	54	172	348	383	423	448	435	2,263
司法試験予備試験		—	—	—	—	—	—	—	17	261	278
小 計		21	22	70	181	355	394	429	466	696	2,635
旧司法試験		94	94	107	110	77	62	42	33	1	621
合 計		115	116	177	291	432	456	471	499	697	3,256

- （注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算は、当初予算である。  
 3 「新司法試験」は、新司法試験の実施に必要な経費（例えば、委員手当（考査委員、司法試験委員）、諸謝金（論文答案審査、問題作成）、旅費、印刷製本費、借料及び損料）。  
 4 「司法試験予備試験」は、司法試験予備試験の実施に必要な経費。  
 5 「旧司法試験」は、旧司法試験の実施に必要な経費。

- 6 「司法試験制度改革推進等経費」は、司法試験制度改革に伴う事務処理体制確立及び運用改善等のために必要な経費。
- 7 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

### c 司法修習関係予算の推移

#### (a) 最高裁判所の予算措置

最高裁判所における司法修習等に関する予算額の推移は、図表2-(4)-⑦のとおり、平成15年度に75億9,300万円であったものが、22年度には、112億6,700万円となっている。この間、平成18年11月から新司法試験に合格した者に対する司法修習が開始されており、司法修習手当、国家公務員共済組合負担金、司法修習生研修委託費、研修費等が増加している。

司法修習手当は、最高裁判所における司法修習等に関する予算で最も大きな割合を占め、平成21年度までは増加してきたが、16年の裁判所法の改正により、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）が導入され、22年11月1日から実施される予定であったため、22年度予算から減少に転じている。

なお、平成16年の改正法は22年11月1日から施行されたが、同年11月26日の議員立法による裁判所法の改正により、貸与制の実施は1年延長され、23年11月1日以降に採用された司法修習生から実施されている。

図表2-(4)-⑦ 最高裁判所における司法修習等に関する予算額の推移（平成15～23年度）

（単位：百万円）

年度 \ 区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
【司法修習生に係る経費】										
司法修習手当	6,387	6,421	7,596	9,149	10,030	10,499	10,895	6,905	6,545	74,428
国家公務員共済組合負担金	643	657	778	984	1,118	1,116	1,228	732	696	7,952
貸与制関連経費	0	0	0	0	0	0	0	2,719	2,418	5,138
【司法修習の実施に係る経費】										
司法修習生研修委託費	73	73	92	116	156	154	163	160	156	1,145
司法修習生旅費	214	250	291	340	325	319	268	262	220	2,490
講師謝金	46	46	46	50	36	37	37	34	32	364
弁護教官等謝金	108	115	199	231	228	219	214	190	187	1,690
研修旅費等	23	23	23	23	44	52	57	58	58	363
修習記録・テキスト	27	26	31	34	38	38	38	38	25	295
研修費等	71	70	64	97	137	147	150	167	165	1,068
司法修習企画運営システム	0	0	0	0	44	3	5	2	2	56
司法修習生の増加に伴う器具備品整備経費	0	71	0	49	0	0	0	0	0	120
合計	7,593	7,751	9,119	11,073	12,158	12,585	13,056	11,267	10,505	95,108

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算額は当初予算である。  
 3 平成 22 年度は、当初、司法修習生手当支給が廃止され、貸与制に移行する予定であったが、引き続き、手当が支給されることとなった。本図表の平成 22 年度については、貸与制に移行することを前提とした当初予算である。  
 4 司法研修所に係る経費は、司法修習以外に裁判官研修に関する経費もあるため、その切り分けが困難なものについては計上していない。  
 5 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない場合がある。

**(b) 法務省における予算措置**

法務省における司法修習等に関する予算額の推移は、図表 2 - (4) - ⑧のとおり、平成 15 年度に 7,000 万円であったものが、23 年度には、5,900 万円となっている。

図表 2 - (4) - ⑧ 法務省における司法修習に関する予算額の推移（平成 15～23 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
司法修習体制充実経費	70	49	51	84	61	45	76	65	59	559

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算は、当初予算である。  
 3 「司法修習体制充実経費」は、検察庁における司法修習生の実務修習の実施に要する経費（講師謝金、旅費等）である。  
 4 端数処理（四捨五入）のため、合計が一致しない。

**d 法曹養成制度の各プロセスにおける一人当たりのコスト**

**(a) 法科大学院における国費の投入額**

平成 16 年度から 22 年度までの間に法科大学院に投入された国費及び 17 年度から 22 年度までの間に法科大学院を修了した者（計 2 万 5,809 人）を対象として（図表 2 - (4) - ⑨）、司法試験合格者一人当たりでみた国費の投入額を試算した。

その際、i) 修了者全員が司法試験に合格した場合、ii) 修了者の 7 割が司法試験に合格した場合、iii) 既に受験資格期間が終了した平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験の累積合格率を基に平成 18 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計した場合に分けて試算を行った。

図表 2 - (4) - ⑨ 試算の対象期間、対象コスト、対象者に関するイメージ図

		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		16.4.1-17.3.31	17.4.1-18.3.31	18.4.1-19.3.31	19.4.1-20.3.31	20.4.1-21.3.31	21.4.1-22.3.31	22.4.1-23.3.31	23.4.1-24.3.31				
法科大学院関係予算													
文科省		7,643	8,570	8,633	8,943	8,731	8,214	7,100					
法務省		56	94	98	115	99	102	104					
合計		7,699	8,664	8,731	9,058	8,830	8,316	7,204					
平成16年 4月入学	既修者	2,350		●試験(5月)	●	●	●	●					
	未修者	3,417			●	●	●	●					
5,767人													
平成17年 4月入学	既修者	2,063			●	●	●	●					
	未修者	3,481				●	●	●					
5,544人													
平成18年 4月入学	既修者	2,179				●	●	●					
	未修者	3,605					●	●					
5,784人													
平成19年 4月入学	既修者	2,169					●	●					
	未修者	3,544						●					
5,713人													
平成20年 4月入学	既修者	2,066						●					
	未修者	3,331							●				
5,397人													
平成21年 4月入学	既修者	2,021							●				
	未修者	2,823								●			
4,844人													
平成22年 4月入学	既修者	1,923								●			
	未修者	2,199									●		
4,122人													
各年度の修了者数			18年3月 2,176人	19年3月 4,418人	20年3月 4,910人	21年3月 4,994人	22年3月 4,792人	23年3月 4,535人					
			17年度修了者～22年度修了者の合計					25,825人					

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

① 試算の手順

(国費の投入額の推計)

i) 国費の投入額は、法科大学院関係予算のうち、法科大学院の運営及び法科大学院の学生の教育に係るものとして、図表 2 - (4) - ⑩のとおり、文部科学省の法科大学院に係る運営費交付金及び経常費補助金特別補助、法務省の法科大学院協力費及び法科大学院派遣関係経費を対象とした。

なお、文部科学省の法科大学院に係る運営費交付金及び経常費補助金特別補助の額については、図表 2 - (4) - ⑪のとおり、文部科学省の法科大学院に係る財政支援額の試算額(図表 2 - (4) - ③)から、法科大学院に係る取組に対する「国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援」の交付実績額を差し引いて算出した。また、法務省の法科大学院協力費及び法科大学院派遣関係経費は、当初予算額とした。

図表 2 - (4) - ⑩ 法科大学院への国の投入コストの試算額（平成 16～22 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計
文部科学省関係	7,643	8,570	8,633	8,943	8,731	8,214	7,100	57,834
法務省関係	56	94	98	115	99	102	104	668
合計	7,699	8,664	8,731	9,058	8,830	8,316	7,204	58,502

（注） 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ⑪ 法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の試算額（平成 16～22 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	合計	
文部科学省の試算額	8,900	9,900	9,800	9,300	9,200	8,300	7,100	62,500	
内訳	国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金	5,143	4,570	3,836	4,263	4,079	3,724	3,101	28,716
	経常費補助金特別補助の法科大学院支援	2,500	4,000	4,797	4,680	4,652	4,490	3,999	29,118
	国公私を通じた取組支援のうち、法科大学院に係る取組への支援	1,257	1,330	1,167	357	469	86	—	4,666

（注） 1 文部科学省の資料、法曹養成フォーラム（第 4 回）（平成 23 年 8 月 4 日開催）の資料等に基づき当省が作成した。

2 「国立大学法人における法科大学院に係る運営費交付金」については、法科大学院に係る文部科学省の財政支援額の試算額から、経常費補助金及び国公立大学を通じた大学教育改革の支援額を差し引いた推計額である。

3 「経常費補助特別補助の法科大学院支援」については、平成 16 年度から 18 年度までは予算額である。平成 19 年度以降は、法科大学院への交付の実績額である（図表 2 - (4) - ①参照）。

4 「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」は、法科大学院に係る取組に対する交付実績額である（図表 2 - (4) - ①参照）。

ii) 平成 16 年度から 20 年度までの間の法科大学院在学学生は、17 年度から 22 年度までに修了した者であり、この間の国費の投入額は 17 年度から 22 年度までの間に法科大学院を修了した者に投じられたものとみることができる。

○ 平成 16 年度～20 年度（単位：百万円）：

$$7,699 + 8,664 + 8,731 + 9,058 + 8,830 = 42,982$$

しかし、平成 21 年度及び 22 年度の法科大学院在学学生は、22 年度までの修了者と 23 年度以降の修了者から成ることから、i) 全在学学生数から 23 年度以降に修了する者を差し引いて 22 年度までに修了する者を算出し、ii) 全在学学生数に対する 22 年度までに修了する者の割合を、21 年度及び 22 年度の国費の投入額に乗じて、22 年度修了者に係る国費の投入額を推計した。



- 平成 21 年度（単位：百万円）：  
 $8,316 \times \{(\text{平成 21 年度在学者} : 3,544 \text{ 人} + 5,397 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} - 21 \text{ 年度入学者のうちの未修者} : 2,823 \text{ 人}) / 21 \text{ 年度在学者} : 3,544 \text{ 人} + 5,397 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人}\} = 6,613$
- 平成 22 年度（単位：百万円）：  
 $7,204 \times \{(22 \text{ 年度在学者} : 3,331 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} + 4,122 \text{ 人} - 21 \text{ 年度入学者のうちの未修者} : 2,823 \text{ 人} - 22 \text{ 年度入学者} : 4,122 \text{ 人}) / 22 \text{ 年度の在学者} : 3,331 \text{ 人} + 4,844 \text{ 人} + 4,122 \text{ 人}\} = 3,135$   
 以上から、平成 16 年度から 22 年度までの国費の投入額を次のとおり推計する。  
 上記の合計額（単位：百万円）：52,730

**（司法試験合格者数の推計）**

- i) 平成 17 年度から 22 年度までの間の法科大学院修了者 25,825 人のうち、18 年から 23 年までの間に実施された司法試験に合格した者は 11,105 人である。  
 平成 17 年度修了者（16 年度入学の既修者が該当）及び 18 年度修了者（16 年度入学の未修者及び 17 年度入学の既修者が該当）については、5 年間の司法試験受験期間を経過している。  
 しかし、平成 19 年度から 22 年度までの修了者の中には、24 年から 27 年までの間に実施される司法試験の受験が可能な者がいる。これらの者について、平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験合格率を基に、平成 24 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計した。
- ii) 平成 24 年から 27 年までの司法試験合格者数の推計に当たっては、19 年度から 22 年度までの修了者を既修者、未修者に分けて行った。

図表 2 - (4) - ⑫ 法科大学院修了者の既修者・未修者別内訳（平成 17～22 年度）  
 （単位：人）

年度	17	18	19	20	21	22	合計
修了者	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535	25,825
既修者	2,176	1,854	2,048	2,067	1,946	1,890	11,981
未修者	—	2,564	2,862	2,927	2,846	2,645	13,844

（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

**（既修者に係る司法試験合格者数の推計）**

- i) 既に 5 年間の受験期間が終了している平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験年別合格者数（図表 2 - (4) - ⑬）から、受験期間 1 年目から 5 年目までの受験資格者が、それぞれの受験期間（5 年目に達するまでの間）内に、どれだけの人数が合格しているかという実績

値を算出した（図表 2 - (4) - ⑭）。

図表 2 - (4) - ⑬ 平成 17 年度及び 18 年度修了者（既修者）の受験年別にみた合格者数

（単位：人）

	17 年度修了者 (2,176 人)		18 年度修了者 (1,854 人)		合 計	
	合格者	累積合格者	合格者	累積合格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	1,009	—	819	—	1,828	—
受験期間 2 年目	396	1,405	258	1,077	654	2,482
受験期間 3 年目	99	1,504	78	1,155	177	2,659
受験期間 4 年目	8	1,512	12	1,167	20	2,679
受験期間 5 年目	6	1,518	9	1,176	15	2,694

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (4) - ⑭ 受験年別にみた平成 17 年度及び 18 年度修了者（既修者）の合格実績率

（単位：人）

	平成 17 年度及び 18 年度修了者 (4,030 人)		
	受験資格者 (A)	n 年目から 5 年目までの間の合格者 (B)	n 年目の受験資格者の合格実績率 (B/A)
受験期間 1 年目	4,030	2,694	0.6684
受験期間 2 年目	2,202	866	0.3933
受験期間 3 年目	1,548	212	0.1370
受験期間 4 年目	1,371	35	0.0255
受験期間 5 年目	1,351	15	0.0111

（注）1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

- 2 「n 年目の受験資格者の合格実績率」とは、例えば、受験期間 2 年目の欄であれば、2 年目時点での受験資格者 2,202 人のうち 5 回目の試験までにどれだけの人数が合格したかという割合を指す。

ii) 計算式は次のとおりである。

（受験期間 1 年目）

・受験資格者数

平成 17 年度修了者 2,176 人 + 18 年度終了者 1,854 人 = 4,030 人

・受験期間 1 年目から 5 年目までの間の累積合格者 2,694 人

・受験期間 1 年目の受験資格者が 1 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率  $2,694 \text{ 人} / 4,030 \text{ 人} = 0.6684$

（受験期間 2 年目）

・受験資格者数

1 年目の受験資格者 4,030 人 - 1 年目合格者 1,828 人 = 2,202 人

・受験期間 2 年目から 5 年目までの間の累積合格者 866 人

・受験期間 2 年目の受験資格者が 2 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率  $866 \text{ 人} / 2,202 \text{ 人} = 0.3933$

(受験期間 3 年目)

- ・受験資格者数  
2 年目の受験資格者 2,202 人－2 年目合格者 654 人＝1,548 人
- ・受験期間 3 年目から 5 年目までの間の累積合格者 212 人
- ・受験期間 3 年目の受験資格者が 3 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 212 人／1,548 人＝0.1370

(受験期間 4 年目)

- ・受験資格者数  
3 年目の受験資格者 1,548 人－3 年目合格者 177 人＝1,371 人
- ・受験期間 4 年目から 5 年目までの間の累積合格者 35 人
- ・受験期間 4 年目の受験資格者が 4 年目から 5 年目までの間の試験に合格した実績率 35 人／1,371 人＝0.0255

(受験期間 5 年目)

- ・受験資格者数  
4 年目の受験資格者 1,371 人－4 年目合格者 20 人＝1,351 人
- ・受験期間 5 年目の累積合格者 15 人
- ・受験期間 5 年目の受験資格者が 5 年目の試験に合格した実績率 15 人／1,351 人＝0.0111

iii) 平成 19 年度から 22 年度までの修了者について、残りの受験期間(図表 2－(4)－⑮の太線囲み部分)における合格者数を、上記 i) で算出した合格率により推計する。

図表 2－(4)－⑮ 平成 19 年度～22 年度修了者(既修)の受験年別累積合格者

(単位：人)

	19 年度修了者			20 年度修了者			21 年度修了者			22 年度修了者		
	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	2,048	974	974	2,067	948	948	1,946	820	820	1,890	718	718
受験期間 2 年目	1,074	232	1,206	1,119	308	1,256	1,126	304	1,124	1,172		
受験期間 3 年目	842	96	1,302	811	126	1,382	822					
受験期間 4 年目	746	25	1,327	685								
受験期間 5 年目	721											

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

iv) 計算式は次のとおりである。

「n 年目時点(平成 23 年試験終了後)の受験資格者数」×「受験資格者の残り受験期間(5 年目に達するまでの間)内における合格実績率(17 年度及び 18 年度修了者の実績値)」

これにより計算すると、平成 19 年度修了者～22 年度修了者が、残り受験期間(5 年目に達するまでの間)内において合格する者の数は次のとおり推計できる。

- ・平成 19 年度修了者 8 人 (計算式:  $721 \text{ 人} \times 0.0111$ )
- ・平成 20 年度修了者 17 人 (計算式:  $685 \text{ 人} \times 0.0255$ )
- ・平成 21 年度修了者 113 人 (計算式:  $822 \text{ 人} \times 0.1370$ )
- ・平成 22 年度修了者 461 人 (計算式:  $1,172 \text{ 人} \times 0.3933$ )

計 599 人

(未修者に係る司法試験合格者数の推計)

i) 既に 5 年間の受験期間が終了している平成 17 年度修了者の司法試験受験年別の合格者数 (図表 2-(4)-⑩) から、受験期間 1 年目から 5 年目までの受験資格者が、それぞれの受験期間 (5 年目に達するまでの間) 内に、どれだけの人数が合格しているかという実績値を算出した (図表 2-(4)-⑪)。

図表 2-(4)-⑩ 平成 18 年度修了者 (未修者) の受験年別にみた合格者数

(単位: 人)

	18 年度修了者 (2,564 人)	
	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	636	636
受験期間 2 年目	242	878
受験期間 3 年目	90	968
受験期間 4 年目	32	1,000
受験期間 5 年目	12	1,012

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(4)-⑪ 受験年別にみた平成 18 年度修了者 (未修者) の合格実績率

(単位: 人)

	受験資格者 (A)	n 年目から 5 年目までの 間の合格者 (B)	n 年目の受験資格者の 合格実績率 (B/A)
受験期間 1 年目	2,564	1,012	0.3947
受験期間 2 年目	1,928	376	0.1950
受験期間 3 年目	1,686	134	0.0795
受験期間 4 年目	1,596	44	0.0276
受験期間 5 年目	1,564	12	0.0077

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「n 年目の受験資格者の合格実績率」とは、例えば、受験期間 2 年目の欄であれば、2 年目時点での受験資格者 1,928 人のうち 5 回目の試験までにどれだけの人数が合格したかという割合を指す。

ii) 計算式は次のとおりである。

(受験期間 1 年目)

・受験資格者数

平成 18 年度終了者 2,564 人

- ・受験期間1年目から5年目までの間の累積合格者 1,012人
- ・受験期間1年目の受験資格者が1年目から5年目までの間の試験に合格した実績率  $1,012人 / 2,564人 = 0.3947$

(受験期間2年目)

- ・受験資格者数  
1年目の受験資格者 2,564人 - 1年目合格者 636人 = 1,928人
- ・受験期間2年目から5年目までの間の累積合格者 376人
- ・受験期間2年目の受験資格者が2年目から5年目までの間の試験に合格した実績率  $376人 / 1,928人 = 0.1950$

(受験期間3年目)

- ・受験資格者数  
2年目の受験資格者 1,928人 - 2年目合格者 242人 = 1,686人
- ・受験期間3年目から5年目までの間の累積合格者 134人
- ・受験期間3年目の受験資格者が3年目から5年目までの間の試験に合格した実績率  $134人 / 1,686人 = 0.0795$

(受験期間4年目)

- ・受験資格者数  
3年目の受験資格者 1,686人 - 3年目合格者 90人 = 1,596人
- ・受験期間4年目から5年目までの間の累積合格者 44人
- ・受験期間4年目の受験資格者が4年目から5年目までの間の試験に合格した実績率  $44人 / 1,596人 = 0.0276$

(受験期間5年目)

- ・受験資格者数  
4年目の受験資格者 1,596人 - 4年目合格者 32人 = 1,564人
- ・受験期間5年目の累積合格者 12人
- ・受験期間5年目の受験資格者が5年目の試験に合格した実績率  
 $12人 / 1,564人 = 0.0077$

ii) 平成19年度から22年度までの修了者について、残りの受験可能期間(図表2-(4)-⑱の太線囲み部分)における合格者数を、上記i)で算出した合格率により推計する。

図表 2 - (4) - ⑱ 平成 19 年度～22 年度修了者（未修）の受験期間別累積合格者数

（単位：人）

	19 年度修了者			20 年度修了者			21 年度修了者			22 年度修了者		
	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者	受験資格者	合格者	累積合格者
受験期間 1 年目	2,862	492	492	2,927	458	458	2,846	413	413	2,645	429	429
受験期間 2 年目	2,370	229	721	2,469	249	707	2,433	261	674	2,216		
受験期間 3 年目	2,141	138	859	2,220	139	846	2,172					
受験期間 4 年目	2,003	40	899	2,081								
受験期間 5 年目	1,963											

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

iii) 計算式は次のとおりである。

「n 年目時点（平成 23 年試験終了後）の受験資格者数」×「受験資格者の残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内における合格実績率（18 年度修了者の実績値）」

これにより計算すると、平成 19 年度修了者～22 年度修了者が、残り受験期間（5 年目に達するまでの間）内において合格する者の数は次のとおり推計できる。

- ・平成 19 年度修了者 15 人（計算式：1,963 人×0.0077）
- ・平成 20 年度修了者 57 人（計算式：2,081 人×0.0276）
- ・平成 21 年度修了者 173 人（計算式：2,172 人×0.0795）
- ・平成 22 年度修了者 432 人（計算式：2,216 人×0.1950）

計 677 人

## ② 試算の結果

平成 17 年度～22 年度の修了者について、司法試験合格者一人当たりでみた国費の投入額を算出すると、次のとおりとなる。

i) 平成 17 年度～22 年度の修了者全員が司法試験に合格したと仮定し、合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合

- ・合格者数：2 万 5,825 人
- ・一人当たりの国費投入額：52,730 百万円÷2 万 5,825 人=204 万円

ii) 平成 17 年度～22 年度の修了者の 7 割が司法試験に合格したと仮定し、合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合（3 か年計画で修了者の 7～8 割を合格目標としている）

- ・合格者数：1 万 8,078 人（2 万 5,825 人×0.7）
- ・一人当たりの国費投入額：52,730 百万円÷1 万 8,078 人=292 万円

iii) 平成 17 年度及び 18 年度修了者に係る 5 年間の司法試験合格率を基に平成 18 年から 27 年までの司法試験合格者数を推計し、その人数で合格者一人当たりの国費投入額を推計した場合

- ・合格者数：1 万 2,381 人（1 万 1,105 人（平成 23 年試験までの実

績数) + 1,276 人 (24 年試験以降の推計値)

・一人当たりの国費投入額 : 52,730 百万円 ÷ 1 万 2,381 人 = 426 万円

### ③ 法科大学院間のコスト

法科大学院間で法曹養成に係るコストに差があるかについて、平成 17 年度から 22 年度までの修了者の累積合格者数と、平成 16 年度から 22 年度までに交付された経常費補助金特別補助の法科大学院支援に係る助成額の総額を基に、新司法試験の累積合格率上位 5 校の平均と下位 5 校の平均の合格者一人当たりコストを算出した。その結果、上位 5 校の平均では約 222 万円であるのに対し、下位 5 校の平均では約 3,693 万円であり、約 17 倍となっている。

法曹養成に当たっては、大学の規模や未修者と既修者の割合等も勘案する必要があるが、厳しいコスト意識を持つことが必要となっている。

図表 2 - (4) - ⑩ 法科大学院間のコスト比較

(単位 : 人、%、千円)

	修了者数	合格者数 (A)	合格率	私立大学等経常費補助金の特別補助額のうち、法科大学院支援に係る助成額 (B)	合格者一人当たりの私立大学等経常費補助金の特別補助額のうち、法科大学院支援に係る助成額 (A/B)
上位 5 校	5,333	3,144	58.95	6,968,170	2,216
下位 5 校	741	58	7.83	2,141,853	36,929

(注) 1 国立大学については、学部別、大学・大学院別に区分して経理を行うこととされていないので、法科大学院ごとの運営費交付金額が分からないことから、私立大学について、法科大学院ごとに明らかになっている経常費補助金特別補助の法科大学院支援に係る助成額を基に試算した。

2 上位 5 校とは、平成 18 年から 23 年までの新司法試験の累積合格率が高い 5 校であり、修了者数、合格者数、補助金総額はこれら 5 校の合計である。

3 下位 5 校とは、平成 18 年から 23 年までの新司法試験の累積合格率が低い 5 校であり、修了者数、合格者数、補助金総額はこれら 5 校の合計である。

#### (b) 司法試験に要する費用

法務省は、司法試験費用として、平成 23 年度の場合、4 億 3,500 万円を支出している。

なお、司法試験の受験手数料は、平成 23 年度で 2 万 8,000 円 (電子出願の場合は 2 万 7,200 円) である。

図表 2 - (4) - ㊸ 司法試験等関係予算額の推移（平成 18～23 年度）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23	合計
司法試験制度改革推進等経費	9	7	11	6	1	0	34
新司法試験	172	348	383	423	448	435	2,209
合 計	181	355	394	429	449	435	2,243

- (注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。  
2 予算は、当初予算である。

(c) 司法修習における法曹養成コスト

平成 17 年度から 22 年度までの間の法科大学院修了者で、司法試験を受験し合格した者は、18 年から 23 年の間に司法修習期間に入る。この間の司法修習は、図表 2 - (4) - ㊸のとおり、旧司法試験合格者を対象とする旧司法修習（期間 1 年 6 月）及び現行型司法修習（期間 1 年 4 月）並びに新司法試験合格者を対象とする新司法修習（期間 1 年）の 3 種類の司法修習が併行して実施されている。

平成 18 年から 23 年までの間に、司法研修所において新司法修習を修了した者 8,642 人について、次のような手順により、修了者 1 人当たりの養成コストを推計した。

i) 各年度における司法修習について、「司法修習生の人数×司法修習期間の月数」により数値化（単位：人月）し、司法修習全体に対する新司法修習の割合を求め、各年度の投入コストに乗じて、新司法修習に係るコストを推計する。

- ・平成 18 年度：11,157 百万円 × 3,964 人月 / 30,418 人月 = 1,454
- ・平成 19 年度：12,219 百万円 × 15,176 人月 / 27,812 人月 = 6,667
- ・平成 20 年度：12,630 百万円 × 22,668 人月 / 28,072 人月 = 10,199
- ・平成 21 年度：13,132 百万円 × 24,428 人月 / 27,272 人月 = 11,763
- ・平成 22 年度：11,332 百万円 × 24,256 人月 / 26,080 人月 = 10,539
- ・平成 23 年度：10,564 百万円 × 24,180 人月 / 25,172 人月 = 10,148

ii) 平成 18 年から 23 年までの間における新司法修習に係るコストの累計を算出し、この間に新司法修習を修了した者 8,642 人で除して、修了者 1 人当たりの養成コストを推計する。

- ・50,770 百万円 / 8,642 人 = 587 万円



図表 2 - (4) - ㉔ 平成 18 年度～23 年度に実施された司法修習の種類及び期間

修習の種類	平成18												19											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)	■	■	■	■	■	■																		
現行型司法修習(1年4月)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
新司法修習(1年)													●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

修習の種類	20												21											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)																								
現行型司法修習(1年4月)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
新司法修習(1年)	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

修習の種類	22												23											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旧司法修習(1年6月)																								
現行型司法修習(1年4月)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								
新司法修習(1年)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◆	◆	◆	◆

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。  
 2 図表中の記号は司法修習生の期別を示すものであり、「■」は第 59 期(旧 1,499 人)、「○」は第 60 期(現行 1,455 人、新 991 人)、「●」は第 61 期(現行 568 人、新 1,812 人)、「◎」は第 62 期(現行 261 人、新 2,043 人)、「▲」は第 63 期(現行 150 人、新 2,021 人)、「△」は第 64 期(現行 102 人、新 2,022 人)、「◆」は第 65 期(現行 73 人、新 2,001 人)を示す。

図表 2 - (4) - ㉕ 司法修習等に関する予算額の推移(平成 18～23 年度)  
(単位: 百万円)

区分	年度	18	19	20	21	22	23	合計
最高裁判所		11,073	12,158	12,585	13,056	11,267	10,505	70,644
法務省		84	61	45	76	65	59	390
合計		11,157	12,219	12,630	13,132	11,332	10,564	71,034

- (注) 1 最高裁判所の資料に基づき当省が作成した。  
 2 予算額は当初予算である。

e 法科大学院で教育を受けるために必要なコスト(個人負担等)

(a) 法科大学院で教育を受けるために必要とされる費用

法科大学院に入学し、教育を受けるために必要となる主な費用には、次のものがある。

① 法科大学院適性試験の受験料

連携法第 2 条第 1 項では、法科大学院の入学者選抜について、法科大学院において入学者の適性の的確な評価の確保に配慮して行うこととされている。これを受け、設置基準第 19 条では、法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価す

るものとされている。

各法科大学院では、設置基準の趣旨を踏まえ、入学者選抜試験の出願において、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す適性試験の成績の提出を求めている。このため、法科大学院に入学しようとする者は、まず適性試験を受験しなければならない。

適性試験は、平成15年から22年までの間は、独立行政法人大学入試センターが「法科大学院適性試験」の名称で、また、公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「日弁連法務研究財団」という。）及び社団法人商事法務研究会（以下「商事法務研究会」という。）が組織する適性試験委員会が「法科大学院統一適性試験」の名称で、それぞれ実施してきた。前者の受験料は1万円、後者の受験料は1万500円である。

平成23年からは、法科大学院協会、日弁連法務研究財団及び商事法務研究会の三者が組織する適性試験委員会が「法科大学院全国統一適性試験」として実施しており、その受験料は1万5,750円となっている。

平成23年度に適性試験の受験を志願した者が納入した受験料の合計額を試算すると、約2億1千万円（2億997万9,000円）になる（注）。

（注） 1 当省の試算による。

2 次の計算式による。

$$15,750 \text{ 円} \times (5,956 \text{ 人 (第1回目試験の志願者数)} + 7,386 \text{ 人 (第2回目試験の志願者数)})$$

## ② 法科大学院入学試験の検定料（受験料）

法科大学院の入学試験に係る検定料（受験料）は、国立及び公立の法科大学院では3万円、私立の法科大学院では平均約3万3,000円（最低額2万円、最高額3万5,000円）となっている。

平成23年度に法科大学院入学試験を受験した者が納入した検定料（受験料）について、検定料（受験料）の免除・割引等の適用を受けない一般受験者ベースで試算すると、国立の法科大学院では約2億1,000万円（2億1,015万円）、公立の法科大学院では約3,400万円（3,417万円）、私立の法科大学院では約5億1,200万円（5億1,206万8,000円）になる（注）。

（注） 1 当省の試算による。

2 次の計算式による。

国立：30,000円×7,005人

公立：30,000円×1,139人

私立：20,000円×108人+25,000円×96人+30,000円×379人+  
32,000円×183人+33,000円×161人+35,000円×13,856人

図表 2 - (4) - ㉓ 法科大学院（73 校）の入学試験検定料

国立 23 校	30,000 円	
公立 2 校	30,000 円	
私立 48 校	平均 33,125 円	
	20,000 円	3 校
	25,000 円	1 校
	30,000 円	5 校
	32,000 円	2 校
	33,000 円	2 校
	35,000 円	35 校

- (注) 1 法科大学院 73 校（学生の募集を停止している 1 校を除いた。）の平成 23 年度入学者に係る募集要項及びホームページ等の情報により、当省が作成した。  
 2 本表では、入学試験検定料（受験料）の免除・割引等の適用を受けない一般の受験者の場合について計上している。

### ③ 法科大学院の学費等

法科大学院の入学試験に合格した者が、初年度に納入する学費等の額は、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、国立の法科大学院では約 109 万円、公立の法科大学院では平均約 105 万円、私立の法科大学院では平均約 149 万円（最低額 90 万円、最高額 200 万円）となっている。

また、法科大学院に 3 年間在学した場合の 1 人当たりの学費等の合計を試算すると、国立の法科大学院では約 270 万円、公立の法科大学院では平均約 248 万円、私立の法科大学院では平均約 402 万円（最低額 240 万円、最高額 540 万円）になる。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院（73 校）の学費等の額

	初年度の学費等	3 年間の学費等		
国立 23 校	1,086,000 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 804,000 円	2,694,000 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 2,412,000 円		
公立 2 校	平均 1,045,500 円 (内訳) 入学金 312,000 円 授業料 733,500 円	2,482,500 円 (内訳) 入学金 282,000 円 授業料 2,200,500 円		
私立 48 校	平均 1,493,025 円 (内訳) 入学金 227,458 円 授業料・施設設備費等(注 3) 1,265,567 円	平均 4,024,160 円 (内訳) 入学金 227,458 円 授業料・施設設備費等(注 3) 3,796,702 円		
	100 万円未満	1 校	200 万円以上 250 万円未満	1 校
	100 万円以上 120 万円未満	3 校	250 万円以上 300 万円未満	1 校
	120 万円以上 140 万円未満	7 校	300 万円以上 350 万円未満	6 校
	140 万円以上 160 万円未満	25 校	350 万円以上 400 万円未満	18 校
	160 万円以上 180 万円未満	7 校	400 万円以上 450 万円未満	12 校
	180 万円以上 200 万円未満	4 校	450 万円以上 500 万円未満	6 校
	200 万円以上	1 校	500 万円以上	4 校

- (注) 1 法科大学院 73 校（学生の募集を停止している 1 校を除いた。）の平成 23 年度又は 24 年度入学者に係る募集要項及びホームページ等の情報により、当省が作成した。

2 学費等は、入学金、授業料、施設設備費等の合計額であり、保険料、同窓会費等は含めていない。

また、施設設備費等には、施設設備費、実験実習費、教育充実等を計上した（私立の法科大学院 45 校において納付を求めている。）。

3 本表は、学費等の免除・割引等の適用を受けない一般の法科大学院生の場合について計上している。

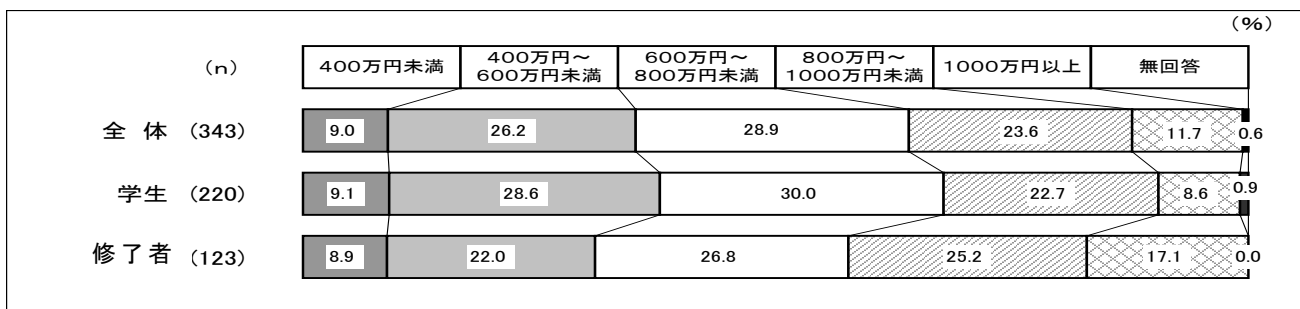
(b) 法科大学院生の経済的負担等  
(法科大学院修了までに要する費用)

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院大学に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉕のとおり、学生は、「600 万円～800 万円未満」とする者が最も多く、「400 万円～600 万円未満」とする者が続いている。また、修了者は、「600 万円～800 万円未満」とする者が最も多く、「800 万円～1000 万円未満」とする者が続いている。

これらの経費のうち、法科大学院に納入する費用については、図表 2 - (4) - ㉖のとおり、学生、修了者とも「300 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「200 万円～300 万円未満」とする者が続いている。また、生活費については、図表 2 - (4) - ㉗のとおり、学生、修了者とも「300 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「200 万円未満」とする者が続いている。

図表 2 - (4) - ㉕ 法科大学院修了までの間の経費の総額

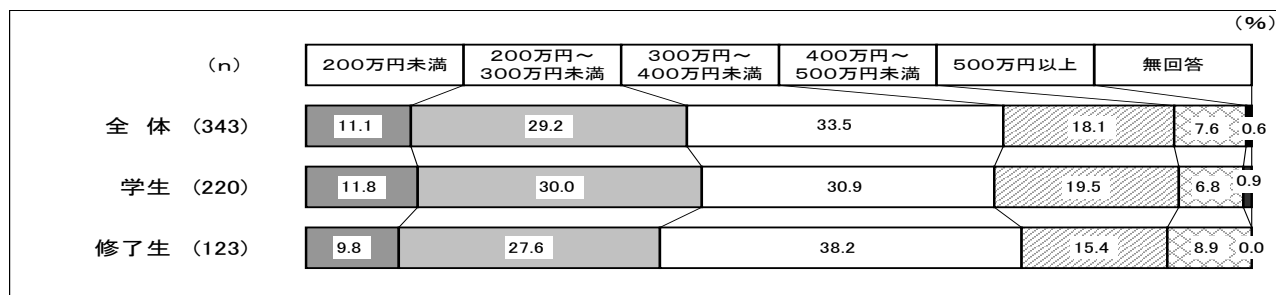
問 19 法科大学院に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか。該当するものを一つ選んでください。学生の方は見込額でお答えください（以下同じ）



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院修了までの間の法科大学院への納入費用

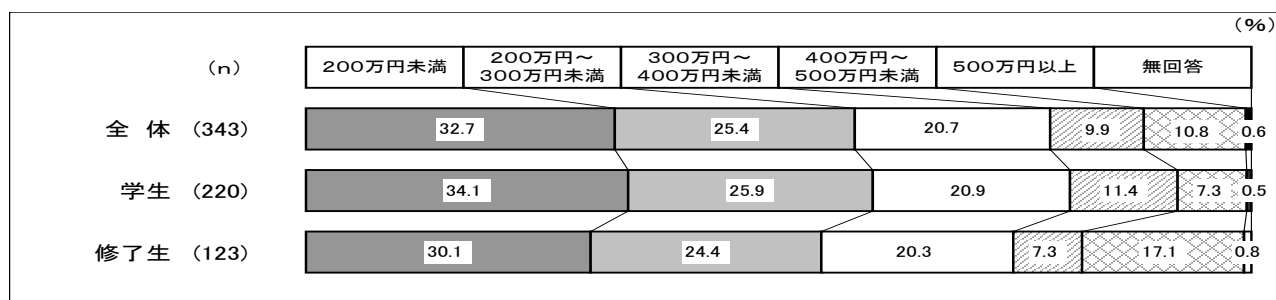
問 19-2 問 19 で答えた費用のうち、入学金、授業料、施設整備費、教材費等の法科大学院に納入する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉕ 法科大学院修了までの間の生活費

問 19-4 問 19 で答えた費用のうち、生活費はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

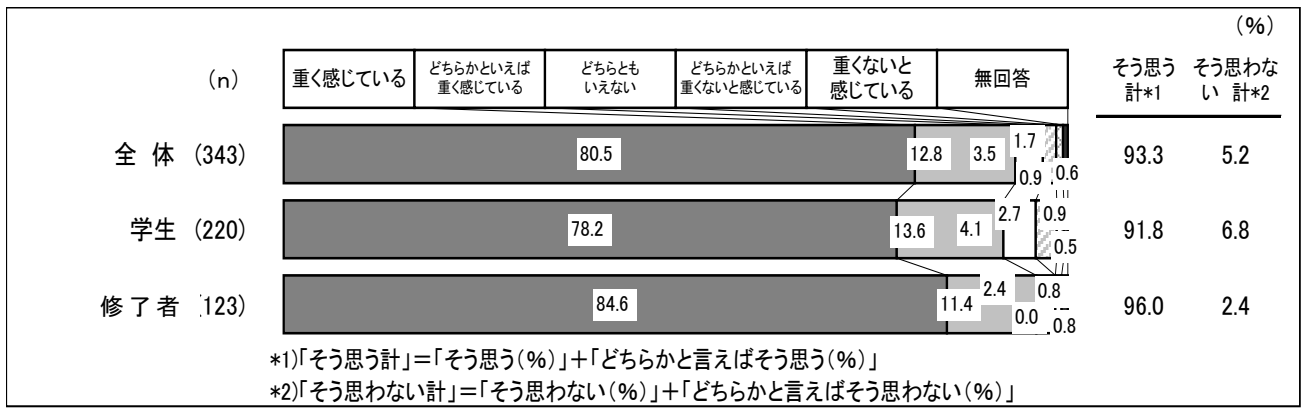
**(法科大学院生及び修了者の負担感)**

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じているか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、学生の 91.8%、修了者の 96.0%が「重たく感じている」又は「どちらかと言えば重たく感じている」としている。

また、図表 2 - (4) - ㉕のとおり、学生の 74.1%、修了者の 82.1%が、「法曹になれないリスクが高い現状ではそのリスクに見合わない高額な経費である」としており、また、学生の 71.4%、修了者の 69.9%が、「経済的に恵まれない者は法科大学院を目指せなくなっている」としている。

図表 2 - (4) - ㉘ 法科大学院を修了するために要する経費の負担感

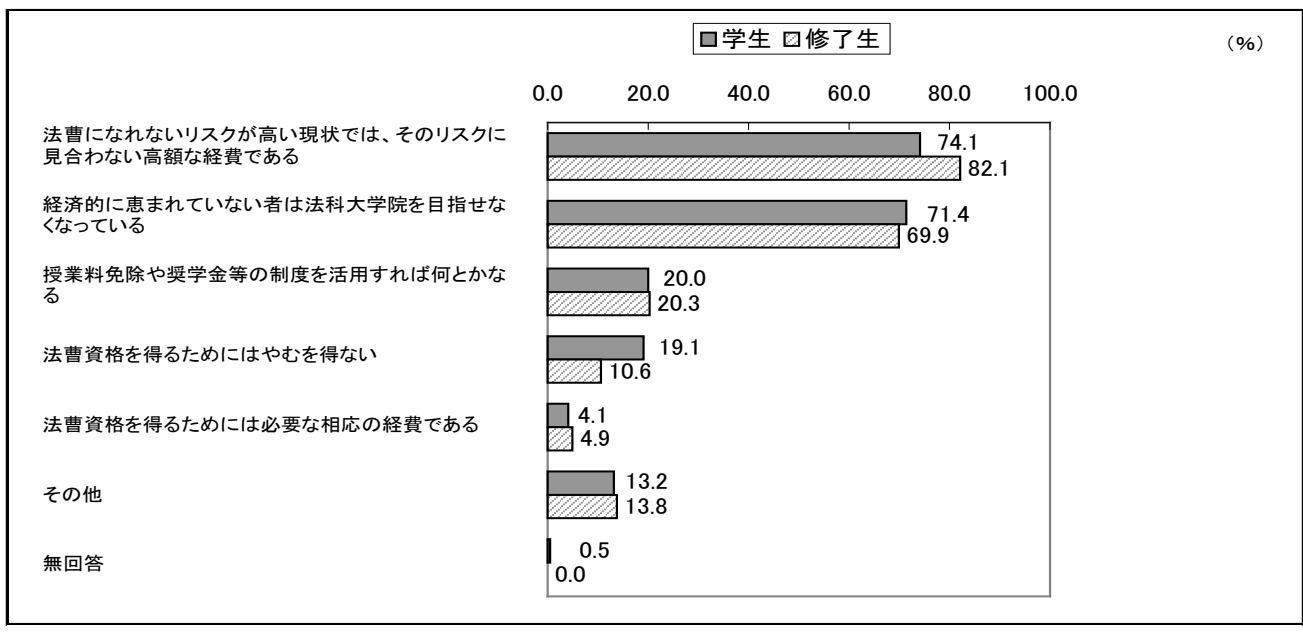
問 17 あなたは、法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じていますか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉙ 法科大学院を修了するために要する経費に関する認識

問 18 あなたは法科大学院を修了するためには相当の経費を要するという点について、どのようなご意見をお持ちですか。該当するものをすべて選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

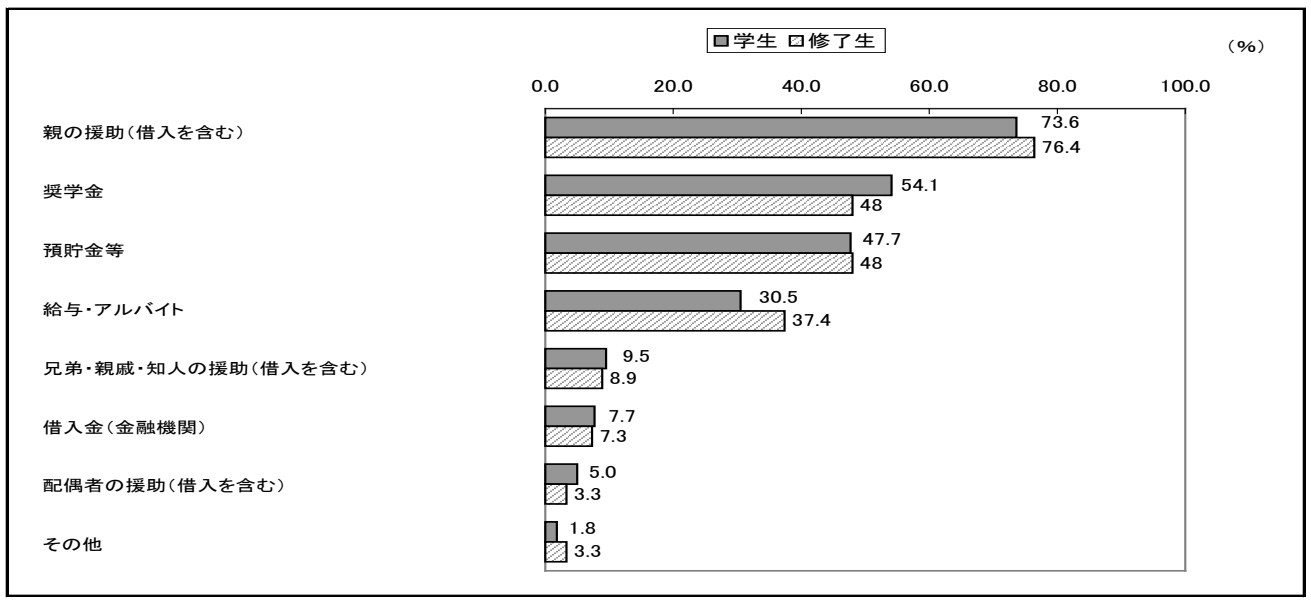
(費用の支払方法)

当省の意識調査結果によると、学生及び修了者に対して、「法科大学院大学に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか」という項目について尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉚のとおり、学生の 73.6%、修了者の 76.4%が「親の援助（借入を含む）」としており、学生、修了者ともに「奨学金」及び「預貯金等」とする者が続いている。

学生及び修了者に対して、費用の支払いのうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助によるものの合計額を尋ねたところ、図表 2 - (4) - ㉑のとおり、学生は、「200 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「400 万円～600 万円未満」とする者が続いている。また、修了生は、「200 万円～400 万円未満」とする者が最も多く、「200 万円未満」とする者が続いている。

図表 2 - (4) - ㉑ 法科大学院を修了するために要する費用の支払方法

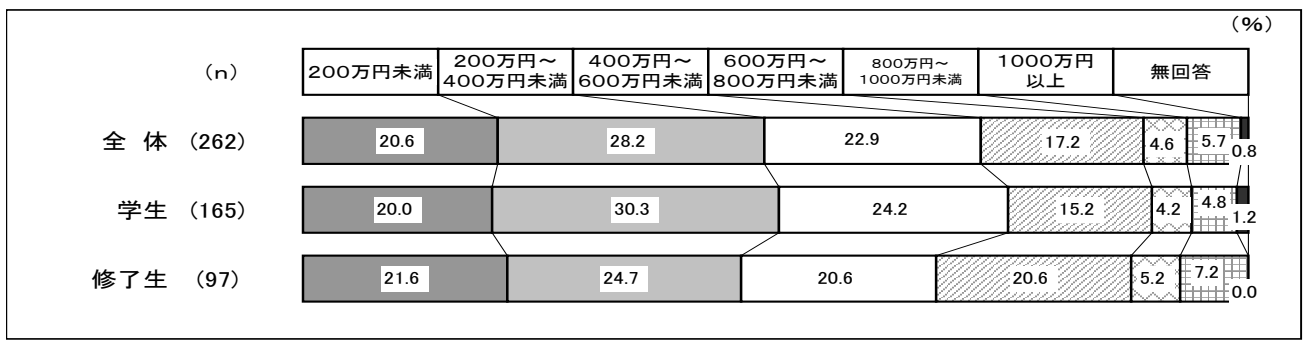
問 20 法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか。該当するものをすべて選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ㉒ 法科大学院を修了するための親・兄弟等からの援助額

問 20-2 問 20 で答えた費用のうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助の額は合計でどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(注) 当省の調査結果による。

(c) 専門職大学院に在籍する大学院生の生活状況

学生支援機構が実施した学生生活調査結果によれば、法科大学院を含

む専門職大学院に在籍する学生の収入は、図表2-(4)-㉔のとおり、258万9,700円（平成22年）となっており、内訳をみると、4割は家庭からの給付によるものであり、3割は奨学金によるものである。

また、支出は、224万3,700円（平成22年）となっており、内訳をみると、学費が124万3,600円、生活費が100万100円となっている。

図表2-(4)-㉔ 専門職大学院に在籍する学生の収入及び支出の状況

(単位：円、%)

区 分		18年度調査 (18年11月実施)	20年度調査 (20年11月実施)	22年度調査 (22年11月実施)
収入	家庭からの給付	1,139,500 (40.0)	1,149,200 (41.4)	1,039,700 (40.1)
	奨学金	833,700 (29.3)	860,200 (31.0)	796,800 (30.8)
	アルバイト	103,000 ( 3.6)	106,400 ( 3.8)	104,100 ( 4.0)
	定職収入・その他	774,000 (27.2)	662,800 (23.9)	649,100 (25.1)
	計	2,850,200 ( 100)	2,778,600 ( 100)	2,589,700 ( 100)
支出	学費	1,322,400 (57.3)	1,277,800 (57.5)	1,243,600 (55.4)
	生活費	983,600 (42.7)	944,700 (42.5)	1,000,100 (44.6)
	計	2,306,000 ( 100)	2,222,500 (100)	2,243,700 ( 100)

- (注) 1 学生支援機構の「平成20年度学生生活調査」結果に基づき当省が作成した。  
 2 「家庭からの給付」とは、家庭から給付を受けた額及び家庭が本人に代わって直接支払った額を合計した金額である。  
 3 「奨学金」は、学生支援機構からの奨学金、大学等からの給付奨学金、貸与制の奨学金等の合計額である。  
 4 「アルバイト」は、定職に当てはまらないもので、学生生活を送る上で、学費又は生活費を補うために働いて得た報酬である。  
 5 「定職収入」は、社会的に一定の職業を持ち、その収入によって本人若しくは家族の全部又は大部分を継続的に賄っている場合の本人の定職収入額である。  
 6 「その他」は、本人の資産から生ずる利子収入・配当収入等の額、本人が奨学金以外の借入れをして支出に充当した額等上記2～4に該当しない収入である。  
 7 「学費」は、授業料、学校納付金（入学金等入学初年度のみの納入金は除く）、修学費（教科書・参考図書・文具等の購入費、実習旅行費等）、課外活動費、通学費の合計額である。  
 8 「生活費」は、食費（自宅通学者は外食時の経費）、住居・光熱費（自宅通学者は除く）、保健衛生費（診療代、薬代、理髪美容代等）、娯楽・嗜好費、その他の日常費（被服・通信費、帰省のための交通費等）の合計額である。

#### (d) 法科大学院における奨学金等

- ① 国立大学及び公立大学では、経済的理由により授業料の納付が困難な者等を対象にした授業料減免措置が設けられており、学部の学生や大学院生のみならず、法科大学院生も利用が可能である。

そのほかに、国立法科大学院及び公立法科大学院では、図表2-(4)-㉔のとおり、法科大学院生を対象とした経済的支援措置が設けられている。



図表 2 - (4) - ㉓ 法科大学院生を対象とした奨学金等の経済的支援の実施校数  
(国立法科大学院、公立法科大学院)

(単位：校)

	経済的支援の内容		
	奨学金等の給付	学費の免除、減額措置	奨学金、貸与金の貸与（無利息）
国立法科大学院（全 23 校）	10	6	2
公立法科大学院（全 2 校）	0	1	0

(注) 日本弁護士会連合会の資料、法科大学院のホームページ等の情報に基づき当省が作成した。

② 私立大学では、複数の奨学金制度を有する大学が多く、学部の学生、大学院生(法科大学院生を含む。)を対象に実施されているもののほか、法科大学院生に限定して実施されているものもある。

私立法科大学院の全 49 校のうち 48 校では、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、法科大学院生が利用可能な経済的支援措置が設けられている。

図表 2 - (4) - ㉔ 法科大学院生を対象とした奨学金等の経済的支援の実施校数  
(私立法科大学院)

(単位：校)

	経済的支援の内容		
	奨学金等の給付	学費の免除、減額措置	奨学金、貸与金の貸与（無利息）
私立法科大学院(全 49 校)	44	11	17

(注) 日本弁護士会連合会の資料、法科大学院のホームページ等の情報に基づき当省が作成した。

## (イ) 公的支援の見直し

### a 現状

各法科大学院では、中教審法科大学院特別委員会報告を受け、入学者選抜試験における競争性の確保、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、入学定員の見直しなどの取組を行ってきており、以下のとおり、一定の成果は発現してきている。

#### (競争倍率)

73 法科大学院（入学者募集を止めている1校を除く。）における平成23年度の入学者選抜試験の競争倍率をみると、2倍を確保しているものは54校であり、2倍を下回っているものは19校であるが、2倍を下回っているものは、前年度の40校から半減している（図表2-(2)-イ-②参照）。

#### (司法試験合格率)

74 法科大学院における平成21年から23年の司法試験の合格状況をみると、いずれの年度も司法試験の合格率が全国平均の半分以上のものが35校、いずれかの年度に司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものが19校、いずれの年度も司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものが20校ある。

各年別でみると、図表2-(4)-㉞のとおり、司法試験の合格率が全国平均の半分未満のものは、平成21年が29校、22年が30校、23年が33校と増加している。

一方、平成21年、22年のいずれかに司法試験の合格率が全国平均の半分未満であったものの、その後、司法試験の合格率が全国平均の半分以上に回復したものが6校ある。

図表2-(4)-㉞ 司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院

	平成21年	22年	23年
いずれの年度も全国平均の半分未満のもの	20校	20校	20校
いずれかの年度が全国平均の半分未満のもの	9校	10校	13校

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### (公的支援の見直し対象となる法科大学院)

しかし、前述した指標①及び②の両方に該当し、平成24年度に公的支援の見直しの対象となる法科大学院は、6校となっている。

なお、前述した指標①及び②の両方には該当しないものの、どちらかに該当するものが、図表2-(4)-㉟及び2-(4)-㊱のとおり、①については13校、②については14校ある。

図表 2 - (4) - ㉔ 競争倍率が 2 倍未満の法科大学院（平成 23 年度入学者選抜）

（単位：人、倍）

法科大学院名		入学定員	受験者数	合格者数	競争倍率
A 大学		70	94	50	1.88
B 大学		40	61	50	1.22
C 大学		30	30	23	1.30
D 大学		60	86	59	1.46
E 大学		30	30	17	1.76
F 大学		60	81	61	1.33
1	G 大学	18	54	34	1.59
2	H 大学	35	39	22	1.77
3	I 大学	25	95	52	1.83
4	J 大学	25	20	17	1.18
5	K 大学	40	112	78	1.44
6	L 大学	40	53	43	1.23
7	M 大学	40	84	48	1.75
8	N 大学	100	225	194	1.16
9	O 大学	50	159	96	1.66
10	P 大学	48	139	84	1.65
11	Q 大学	80	190	100	1.90
12	R 大学	22	35	18	1.94
13	S 大学	22	31	18	1.72
74 法科大学院全体		4,571	20,497	7,108	2.88
基準値		-	-	-	2.00

（注） 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けしている法科大学院は、公的支援の見直し対象校である。

図表 2 - (4) - ㉕ 司法試験合格率が全国平均の半分未満等の法科大学院（平成 21 年から 23 年）

（単位：％）

法科大学院名	司法試験合格状況		平成 21 年	22 年	23 年
A 大学	i) 全体	合格率	14.81	10.17	6.38
	ii) 直近 修了者	受験率	41.67	60.38	41.67
		合格率	6.67	6.25	3.33
B 大学	i) 全体	合格率	6.98	4.26	2.90
	ii) 直近 修了者	受験率	58.33	50.00	47.37
		合格率	4.76	13.33	11.11
C 大学	i) 全体	合格率	6.00	3.64	9.86
	ii) 直近 修了者	受験率	72.22	58.97	45.83
		合格率	3.85	0.00	9.09
D 大学	i) 全体	合格率	11.69	10.34	4.46
	ii) 直近	受験率	68.52	55.22	66.00

		修了者	合格率	8.11	10.81	3.03
E 大学		i) 全体	合格率	12.50	5.45	10.87
		ii) 直近 修了者	受験率	69.23	73.33	66.67
			合格率	22.22	27.27	18.75
F 大学		i) 全体	合格率	12.90	7.23	6.90
		ii) 直近 修了者	受験率	37.93	45.10	48.98
			合格率	22.73	4.35	16.67
1	G 大学	i) 全体	合格率	12.12	5.13	5.56
		ii) 直近 修了者	受験率	68.42	50.00	33.33
			合格率	0.00	0.00	0.00
2	H 大学	i) 全体	合格率	7.58	3.70	11.46
		ii) 直近 修了者	受験率	62.50	55.81	38.64
			合格率	6.67	0.00	17.65
3	I 大学	i) 全体	合格率	5.00	7.61	4.63
		ii) 直近 修了者	受験率	61.70	52.94	69.49
			合格率	3.45	7.41	4.88
4	J 大学	i) 全体	合格率	8.99	3.61	9.41
		ii) 直近 修了者	受験率	80.36	67.65	55.17
			合格率	8.89	8.70	18.75
5	K 大学	i) 全体	合格率	10.91	7.35	6.94
		ii) 直近 修了者	受験率	68.09	72.97	54.29
			合格率	12.50	11.11	15.79
6	L 大学	i) 全体	合格率	1.96	5.41	3.23
		ii) 直近 修了者	受験率	41.67	60.00	50.00
			合格率	0.00	0.00	0.00
7	M 大学	i) 全体	合格率	10.42	11.43	6.49
		ii) 直近 修了者	受験率	61.36	50.00	44.44
			合格率	18.52	3.70	5.00
8	N 大学	i) 全体	合格率	5.56	5.45	2.63
		ii) 直近 修了者	受験率	26.83	38.71	37.04
			合格率	9.09	8.33	0.00
9	O 大学	i) 全体	合格率	10.71	10.26	2.63
		ii) 直近 修了者	受験率	63.64	68.18	57.14
			合格率	14.29	6.67	0.00
10	P 大学	i) 全体	合格率	7.69	0.00	0.00
		ii) 直近 修了者	受験率	26.67	16.67	0.00
			合格率	0.00	0.00	0.00
11	Q 大学	i) 全体	合格率	4.35	10.34	8.70
		ii) 直近 修了者	受験率	40.00	40.00	61.11
			合格率	0.00	16.67	0.00
12	R 大学	i) 全体	合格率	12.77	11.67	14.29
		ii) 直近 修了者	受験率	65.63	70.37	48.39
			合格率	28.57	15.79	6.67
13	S 大学	i) 全体	合格率	5.71	0.00	6.25
		ii) 直近 修了者	受験率	68.18	40.00	72.22
			合格率	6.67	0.00	7.69

14	T大学	i) 全体	合格率	10.00	11.76	7.69
		ii) 直近 修了者	受験率	60.71	26.67	66.67
			合格率	17.65	0.00	0.00
全国平均		i) 全体	合格率	27.64	25.41	23.54
		ii) 直近 修了者	受験率	80.34	78.04	77.87
			合格率	35.04	33.04	32.50
基準値		i) 全体	合格率	13.82	12.71	11.77
		ii) 直近 修了者	受験率	50.00	50.00	50.00
			合格率	17.52	16.52	16.25

- (注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。  
2 網掛けしている法科大学院は、公的支援の見直し対象校である。  
3 網掛けしている数値は、基準値を下回っているものである。

#### b 公的支援見直しの問題点

公的支援の見直しの対象の選定は、前述した2指標で判断されることとなったが、以下のとおり、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

##### (未修者と既修者の司法試験合格率の差)

法曹養成制度改革では、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には非法学部出身者や社会人を一定割合以上入学させるべきとされている。

これらの者は、法律学の基礎知識を持たない未修者として入学することとなるが、未修者については、司法試験の合格率（平成23年は16.23%）が既修者（同35.42%）に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成19年以降継続している。このため、法曹養成制度改革の理念に沿って、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。

ちなみに、公的支援の見直し対象6校における平成23年度入学者に占める未修者の割合は7割以上である（図表2-(4)-㉔参照）。

図表 2 - (4) - ㉔ 公的支援の見直し対象 6 法科大学院の入学状況（平成 23 年度）  
（単位：人、％）

	入学者数		
		未修者	既修者
A 大学	27	23	4
	100.00	85.19	14.81
B 大学	33	28	5
	100.00	84.85	15.15
C 大学	15	11	4
	100.00	73.33	26.67
D 大学	29	29	0
	100.00	100.00	0.00
E 大学	14	13	1
	100.00	92.86	7.14
F 大学	38	38	0
	100.00	100.00	0.00

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### （定員充足率）

3 年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である 13 法科大学院（公的支援の見直し対象の 6 校及び入学者募集を止めた 1 校を除く。）の競争倍率をみると、図表 2 - (4) - ㉔のとおり、平成 22 年度の競争倍率 2 倍未満から 23 年度に競争倍率 2 倍以上に回復したものが 11 校ある。このうち 10 校は、定員内不合格者を出している。

このような措置を採られた場合、競争倍率 2 倍以上を確保しても、入学者の質の確保が図られているとは判断できず、これを補完する指標が必要となる。合格者数の減少に伴い入学者数も減少し、定員充足率も低下することから、補完する指標として定員充足率を加味する必要がある。

図表 2 - (4) - ㊸ 3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等の法科大学院の入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入 学 定 員	50	30	30
	受 験 者 数	52	37	*25
	合 格 者 数	34	23	12
	定員内不合格者数	16	7	*13
	競 争 倍 率	1.53	1.61	2.08
	修正競争倍率	1.04	1.23	1.00
B 大学	入 学 定 員	50	40	40
	受 験 者 数	109	52	48
	合 格 者 数	75	42	20
	定員内不合格者数	-	-	20
	競 争 倍 率	1.45	1.24	2.40
	修正競争倍率	1.45	1.24	1.20
C 大学	入 学 定 員	60	48	48
	受 験 者 数	136	75	79
	合 格 者 数	101	57	30
	定員内不合格者数	-	-	18
	競 争 倍 率	1.35	1.32	2.63
	修正競争倍率	1.35	1.32	1.65
D 大学	入 学 定 員	60	50	50
	受 験 者 数	239	274	158
	合 格 者 数	73	106	60
	定員内不合格者数	-	-	-
	競 争 倍 率	3.27	2.58	2.63
	修正競争倍率	3.27	2.58	2.63
E 大学	入 学 定 員	50	40	40
	受 験 者 数	138	50	60
	合 格 者 数	66	37	30
	定員内不合格者数	-	3	10
	競 争 倍 率	2.09	1.35	2.00
	修正競争倍率	2.09	1.25	1.50
F 大学	入 学 定 員	60	40	40
	受 験 者 数	102	53	*22
	合 格 者 数	67	34	11
	定員内不合格者数	-	6	*11

	競争倍率	1.52	1.56	2.00
	修正競争倍率	1.52	1.33	1.00
G大学	入学定員	60	30	25
	受験者数	128	52	159
	合格者数	77	49	72
	定員内不合格者数	-	-	-
	競争倍率	1.66	1.06	2.21
	修正競争倍率	1.66	1.06	2.21
H大学	入学定員	50	45	30
	受験者数	89	*40	*23
	合格者数	75	26	11
	定員内不合格者数	-	*14	*12
	競争倍率	1.19	1.54	2.09
	修正競争倍率	1.19	1.00	1.00
I大学	入学定員	60	35	35
	受験者数	69	61	*34
	合格者数	53	35	17
	定員内不合格者数	7	-	*17
	競争倍率	1.30	1.74	2.00
	修正競争倍率	1.15	1.74	1.00
J大学	入学定員	30	20	20
	受験者数	47	*16	31
	合格者数	27	12	15
	定員内不合格者数	3	*4	5
	競争倍率	1.74	1.33	2.07
	修正競争倍率	1.57	1.00	1.55
K大学	入学定員	50	30	30
	受験者数	*46	38	30
	合格者数	40	34	15
	定員内不合格者数	*6	-	15
	競争倍率	1.15	1.12	2.00
	修正競争倍率	1.00	1.12	1.00
L大学	入学定員	30	15	15
	受験者数	42	32	25
	合格者数	27	16	12
	定員内不合格者数	3	-	3
	競争倍率	1.56	2.00	2.08



	修正競争倍率	1.40	2.00	1.67
M大学	入学定員	40	30	30
	受験者数	60	47	41
	合格者数	44	32	20
	定員内不合格者数	-	-	10
	競争倍率	1.36	1.47	2.05
	修正競争倍率	1.36	1.47	1.37

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。  
2 \*印は、受験者数が既に入学定員を下回っているものを示す。  
3 平成23年度の競争倍率の網掛けは、23年度に2倍を回復したものを示す。

(長期的に競争倍率や司法試験合格率が低迷している法科大学院)

公的支援の見直し対象は、競争倍率(2倍未満)及び司法試験合格率(3年連続して全国平均の半分未満等)の両方に該当する6校であるが、このほか、競争倍率が該当するものが13校、司法試験合格率が該当するものが14校ある。

競争倍率が該当する13校について、平成21年度及び22年度の競争倍率をみたところ、図表2-(4)-㊸のとおり、いずれの年度も競争倍率が2倍未満のものが8校あり、23年度を含めて3年連続して競争性の確保が図られていないものがある。

また、司法試験合格率が該当する14校について、平成19年及び20年の司法試験合格率をみたところ、図表2-(4)-㊹のとおり、いずれの年も司法試験合格率が全国平均の半分未満等のものが7校あり、長期的に法科大学院教育の質の確保が図られていないことから、司法試験合格率が低迷しているものがある。

しかし、これら15校は、他の指標が該当しないため、公的支援の見直し対象とはされていない。

図表2-(4)-㊸ 13校における競争倍率の推移

法科大学院名	区分	平成21年度	22年度
A大学	入学定員	40	18
	受験者数	73	41
	合格者数	39	34
	競争倍率	1.87	1.21
B大学	入学定員	50	35
	受験者数	117	63
	合格者数	53	34
	競争倍率	2.21	1.85
C大学	入学定員	40	25

	受験者数	84	76
	合格者数	50	38
	競争倍率	1.68	2.00
D 大学	入学定員	35	35
	受験者数	36	31
	合格者数	30	23
	競争倍率	1.20	1.35
E 大学	入学定員	50	50
	受験者数	185	129
	合格者数	97	83
	競争倍率	1.91	1.55
F 大学	入学定員	50	40
	受験者数	104	73
	合格者数	67	53
	競争倍率	1.55	1.38
G 大学	入学定員	60	40
	受験者数	78	76
	合格者数	58	52
	競争倍率	1.34	1.46
H 大学	入学定員	125	125
	受験者数	435	361
	合格者数	274	192
	競争倍率	1.59	1.88
I 大学	入学定員	60	50
	受験者数	331	182
	合格者数	190	129
	競争倍率	1.74	1.41
J 大学	入学定員	60	48
	受験者数	153	142
	合格者数	92	75
	競争倍率	1.66	1.89
K 大学	入学定員	100	80
	受験者数	354	251
	合格者数	116	97
	競争倍率	3.05	2.59
L 大学	入学定員	30	22
	受験者数	91	76

	合格者数	54	37
	競争倍率	1.69	2.05
M大学	入学定員	30	22
	受験者数	84	38
	合格者数	38	28
	競争倍率	2.21	1.36

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けは、競争倍率2倍未満のものである。

図表2-(4)-㊸ 14校における司法試験合格率の推移

(単位：%)

法科大学院名	司法試験合格状況		平成19年	20年
A大学	i) 全体	合格率	9.38	18.92
		ii) 直近 修了者	受験率	94.12
		合格率	9.38	11.76
B大学	i) 全体	合格率	20.00	20.00
		ii) 直近 修了者	受験率	81.08
		合格率	20.00	20.83
C大学	i) 全体	合格率	19.57	13.10
		ii) 直近 修了者	受験率	61.11
		合格率	15.15	14.58
D大学	i) 全体	合格率	17.50	24.59
		ii) 直近 修了者	受験率	73.33
		合格率	18.18	31.03
E大学	i) 全体	合格率	21.43	10.00
		ii) 直近 修了者	受験率	77.14
		合格率	18.52	8.33
F大学	i) 全体	合格率	19.44	8.89
		ii) 直近 修了者	受験率	72.34
		合格率	20.59	5.88
G大学	i) 全体	合格率	-	8.33
		ii) 直近 修了者	受験率	-
		合格率	-	8.33
H大学	i) 全体	合格率	14.29	3.57
		ii) 直近 修了者	受験率	38.89
		合格率	14.29	6.25
I大学	i) 全体	合格率	36.36	33.33
		ii) 直近 修了者	受験率	44.44
		合格率	37.50	46.15
J大学	i) 全体	合格率	5.26	0.00
		ii) 直近 修了者	受験率	60.71
		合格率	0.00	0.00
K大学	i) 全体	合格率	16.57	15.38
	ii) 直近	受験率	64.29	61.11

	修了者	合格率	16.67	0.00
L大学	i) 全体	合格率	28.57	20.00
	ii) 直近 修了者	受験率	72.41	58.33
		合格率	28.57	19.05
M大学	i) 全体	合格率	8.00	4.35
	ii) 直近 修了者	受験率	86.21	52.94
		合格率	8.00	11.11
N大学	i) 全体	合格率	3.45	11.90
	ii) 直近 修了者	受験率	72.97	52.78
		合格率	0.00	15.79
全国平均	i) 全体	合格率	40.18	32.98
	ii) 直近 修了者	受験率	83.90	81.00
		合格率	39.28	36.86
基準値	i) 全体	合格率	20.09	16.49
	ii) 直近 修了者	受験率	50.00	50.00
		合格率	19.64	18.43

- (注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。  
2 網掛けしている数値は、基準値を下回っているものである。

#### (大量の不合格者)

司法試験の受験者数は、平成18年の2,091人から、19年4,607人、20年6,261人、21年7,392人、22年8,163人、23年8,765人と毎年増加している。しかし、合格者数は、平成18年1,009人、19年1,851人、20年2,065人、21年2,043人、22年2,074人、23年2,063人と2,000人程度で頭打ちとなっている。

このため、不合格者数は、平成18年1,082人、19年2,756人、20年4,196人、21年5,349人、22年6,089人、23年6,702人と毎年増加しており、21年以降は毎年700人程度増加している。法科大学院の中には、毎年100人以上の不合格者を出しているものもあり、図表2-(4)-㉔のとおり、平成21年から23年まで3年連続して100人以上の不合格者を出しているものが16校ある。

大量の不合格者の発生は、司法試験の合格者数や合格率が目標に達成していないためであるが、これは司法試験に合格できる能力を修得できていない者を修了させている法科大学院教育の質が問題とされるものである。上記の16校の中には、司法試験合格率が平均を超えているものが、いずれの年も8校あるが、司法試験の合格率が高くても、大量の不合格者を発生させていることは、当該法科大学院の修了者の質にばらつきがあり、必ずしも修了者の質が確保されていないことを示している。

図表 2 - (4) - ㊸ 3年連続して不合格者数が100以上の法科大学院

(単位：人、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	受験者数	380	397	432
	合格者数	124	130	128
	不合格者数	256	267	294
	合 格 率	32.63	32.75	29.63
B 大学	受験者数	310	335	375
	合格者数	96	85	90
	不合格者数	214	250	285
	合 格 率	30.97	25.37	24.00
C 大学	受験者数	373	439	461
	合格者数	162	189	176
	不合格者数	211	250	285
	合 格 率	43.43	43.05	38.18
D 大学	受験者数	243	249	262
	合格者数	60	47	40
	不合格者数	183	202	222
	合 格 率	24.69	18.88	15.27
E 大学	受験者数	235	262	277
	合格者数	45	55	65
	不合格者数	190	207	212
	合 格 率	19.15	20.99	23.47
F 大学	受験者数	389	411	416
	合格者数	216	201	210
	不合格者数	173	210	206
	合 格 率	55.53	48.91	50.48
G 大学	受験者数	317	355	342
	合格者数	147	179	164
	不合格者数	170	176	178
	合 格 率	46.37	50.42	47.95
H 大学	受験者数	207	220	210
	合格者数	35	32	35
	不合格者数	172	188	175
	合 格 率	16.91	14.55	16.67
I 大学	受験者数	153	163	184
	合格者数	20	21	12
	不合格者数	133	142	172
	合 格 率	13.07	12.88	6.52
J 大学	受験者数	174	175	200
	合格者数	46	46	42

	不合格者数	128	129	158
	合格 率	26.44	26.29	21.00
K 大学	受験者数	144	168	193
	合格者数	40	33	39
	不合格者数	104	135	154
	合格 率	27.78	19.64	20.21
L 大学	受験者数	191	182	178
	合格者数	37	37	26
	不合格者数	154	145	152
	合格 率	19.37	20.33	14.61
M 大学	受験者数	138	165	183
	合格者数	25	24	31
	不合格者数	113	141	152
	合格 率	18.12	14.55	16.94
N 大学	受験者数	288	277	315
	合格者数	145	135	172
	不合格者数	143	142	143
	合格 率	50.35	48.74	54.60
O 大学	受験者数	155	180	171
	合格者数	52	70	49
	不合格者数	103	110	122
	合格 率	33.55	38.89	28.65
P 大学	受験者数	154	159	170
	合格者数	30	58	54
	不合格者数	124	101	116
	合格 率	19.48	36.48	31.76
合計	受験者数	3,851	4,137	4,369
	合格者数	1,280	1,342	1,343
	不合格者数	2,571	2,795	3,026
	合格 率	33.24	32.44	30.74
全体（平均）	受験者数	7,392	8,163	8,765
	合格者数	2,043	2,074	2,063
	不合格者数	5,349	6,089	6,702
	合格 率	27.64	25.41	23.54

(注) 当省の調査結果による。

(退学者・休学者)

法曹となることを目指して法科大学院に入学したが、退学や休学を余儀なくされている者が大量に発生している。

例えば、平成 20 年度から 22 年度に標準修業年限が到来した各年度の入学者に占める退学者・除籍者数等は、図表 2 - (4) - ㊸のとおり、未修者の退学者・除籍者等の割合は既修者に比べ高く、また、上昇傾向にある。

これらの者の中には、経済的困窮等を理由とする者も含まれるが、最終的に修了できない者(退学者・除籍者)が大量に発生していることの一因には、必ずしも入学者の質が確保されていないことも考えられる。

図表 2 - (4) - ㊸ 入学者に占める退学・除籍者等の状況

(単位：人、%)

	未修者		既修者	
平成 20 年度 修了予定者	18 年度入学者	3,627	19 年度入学者	2,147
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	428	退学者・除籍者	74
		11.80		3.45
休学者	72	休学者	8	
	1.96		0.37	
平成 21 年度 修了予定者	19 年度入学者	3,564	20 年度入学者	1,996
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	486	退学者・除籍者	59
		13.64		2.96
休学者	90	休学者	11	
	2.53		0.55	
平成 22 年度 修了予定者	20 年度入学者	3,346	21 年度入学者	2,000
		100.00		100.00
	退学者・除籍者	478	退学者・除籍者	65
		14.29		3.25
休学者	125	休学者	16	
	3.74		0.80	

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

## c 組織見直しの取組

### (a) A 大学

A 大学と B 大学は、平成 23 年 8 月 8 日、統合し新たに「B 法科大学院」として運営していくことに合意している。

具体的には、A 大学は、平成 24 年度予定の入学者をもって募集を停止し、24 年 4 月から統合作業を開始し、28 年 3 月を目途に終了する予定であり、統合後は「B 法科大学院」として、B 大学の施設において、社会人をより積極的に受け入れ、有職者が自信を持って法曹になれる学習環境を持った法科大学院として法曹養成教育に当たっていくこととしている（図表 2 - (4) - ④参照）。

統合の理由及び経緯について、A 大学では、当省の調査に対し、次のように説明している。

統合の理由として、

- ① 法科大学院の収支では、毎年 2 億円程度の赤字が発生しているが、法学部を持たない単科大学のため、その赤字を吸収する手段がなく、法曹志願者の減少により経営が難しくなったこと
- ② 多様な人材から法曹を養成するという司法制度改革の理念と現実との乖離が激しく、従来の法学部中心の法曹養成に回帰してきており、このような中で、弁護士会が中心となって法曹を養成する必要性に疑義が生じてきたこと

を挙げている。

また、経緯として、今後の在り方について、i) 経営母体の変更、ii) 他の法科大学院との統合、iii) 撤退（廃止）の 3 方策について検討することとし、まず経営母体の変更を検討したが、結果が出ないので、他の法科大学院との統合を考え、同じように有職社会人のための夜間コースを開設し、3 年制コースを中心とする B 大学に対し統合を働きかけたところ、合意に至ったものであるとしている。

さらに、統合の効果として、法科大学院志願者が減少する中、夜間講座を開設し有職社会人に積極的に対応してきたほか、実務家教員を主体として実践的な教育を行ってきたという点でも共通性があり、統合することによりその特色を更に優れたものにすることができると考えたことによるとしている。



図表 2 - (4) - ④ A 大学の概要

大学の特色	<p>A 弁護士会が中心となって設立された法科大学院であって、実務基礎科目を充実させた「プロセス」としての法曹養成教育を行うことを目的としている。</p> <p>アドミッションポリシーとして、出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を掲げており、未修者教育を原則とし、有職社会人に配慮し、夜間主コースを開設している。ただし、平成 23 年度から既修者（昼間主コース）を開設したが、これは未修者教育で得た経験を既修者のために活かすことを目的としている。</p>
入学定員	<p>平成 21 年度：100 名</p> <p>平成 22 年度：70 名</p> <p>平成 23 年度：70 名（未修者 60 名、既修者 10 名）</p>
入学者選抜試験	<p>平成 21 年度：受験者数 123 名、合格者数 79 名、競争倍率 1.56 倍</p> <p>平成 22 年度：受験者数 122 名、合格者数 76 名、競争倍率 1.61 倍</p> <p>平成 23 年度：受験者数 94 名、合格者数 50 名、競争倍率 1.88 倍</p>
司法試験合格率	<p>平成 21 年：全体 14.81%、直近修了者 6.67%（受験率 41.67%）</p> <p>平成 22 年：全体 10.17%、直近修了者 6.25%（受験率 60.38%）</p> <p>平成 23 年：全体 6.38%、直近修了者 3.33%（受験率 41.67%）</p>
公的支援の見直しの対象	該当
組織見直しの形	B 大学と統合（統合後は「B 法科大学院」として B 大学の施設で運営） A 大学は、平成 25 年度から入学者募集を停止
組織見直しの理由	<p>① 毎年度 2 億円程度の赤字が発生しているが、法学部を持たない単科大学のため、赤字を吸収する手段がなく、法曹志願者の減少により経営が難しくなったこと</p> <p>② 多様な人材から法曹を養成するという司法制度改革の理念と現実との乖離が激しく、従来（旧制度下）の法学部中心の法曹養成に回帰してきており、このような中で、弁護士会が中心となって法曹を養成する必要性に疑義が生じてきたこと</p>
公的支援の見直しに対する意見	<p>① 法科大学院は、いずれも収支は赤字であり、経常費補助金を削減されることは、私学経営上相当の痛手がある。</p> <p>② 司法試験合格率を指標とすることは、合格率の良い既修者中心の教育への誘導となりかねず、司法制度改革の理念に沿って未修者教育を中心としてきた法科大学院を排除するものである。</p> <p>③ 司法制度改革の理念に沿った取組を支援するのであれば理解できるが、旧制度下の法学部中心の法曹養成に回帰するような支援の見直しを行うのは理解できない。</p>

（注）当省の調査結果による。

(b) C大学の撤退（募集停止）

平成 23 年度の入学者選抜試験（22 年度実施）から学生募集を取り止めた C 大学は、当省の調査に対し、次のように説明している。

C 大学は、平成 22 年度の入学者選抜試験（21 年度実施）において、志願者 3 名、合格者 0 名となったことから、学内において今後の在り方について検討を行った。その結果、法曹界において活躍できる十分な能力を持った学生を確保することが困難であると判断し、加えて全国的にも法科大学院の受験生が年々減少し、司法試験合格者、合格率も法科大学院制度発足時の想定より大きく下回っていることも判断材料の一つとして、学生募集を 23 年度の入学者選抜試験から停止し、在学生の修了をもって撤退（廃止）することとしている（図表 2 - (4) - ㊸参照）。

その撤退（廃止）の理由について、C 大学では、

- ① 中教審法科大学院特別委員会における改善状況調査の結果（平成 22 年 1 月 26 日）、重点フォローアップ校に指定され、入学者選抜試験について抜本的改善が要求されたこと
  - ② このため、平成 22 年度の入学者選抜試験（21 年度実施）から、適性試験の最低合格点（下位 15%）及び小論文、書類審査等を合わせた総合点の合格基準点（満点の 60%）を設定したが、これらの基準点を上回る者がおらず、合格者がゼロとなったこと
  - ③ また、平成 18 年の最初の司法試験の合格者数がゼロであったことが、マスコミに喧伝され、志願者数の減少に拍車がかかったこと
  - ④ 司法試験の合格実績の向上のため、指導体制の改善に取り組んできたが、結果が出なかったことから、志願者数が回復しなかったこと
  - ⑤ 他の法科大学院との統合も検討したが、統合先として適切、妥当な法科大学院が見つからなかったこと
- を挙げている。

図表 2 - (4) - ㊸ C 大学の概要

大学の特色	「市民の目線で考えることのできる法律家」を養成することに重点を置いており、第一に、消費者法に強い法律家の養成に力を注ぐということ、第二に、各地方自治体の活動に関連して活躍していけるような法律家を養成するということを目的としている。
入学定員	平成 21 年度： 30 名 平成 22 年度： 20 名 平成 23 年度： - 名（募集停止）
入学者選抜試験	平成 21 年度：受験者数 15 名、合格者数 8 名、競争倍率 1.88 倍 平成 22 年度：受験者数 4 名、合格者数 0 名、競争倍率 - 倍 平成 23 年度：受験者数 - 名、合格者数 - 名、競争倍率 - 倍
司法試験合格率	平成 21 年：全体 7.69%、直近修了者 0.00%（受験率 26.67%） 平成 22 年：全体 0.00%、直近修了者 0.00%（受験率 16.67%） 平成 23 年：全体 0.00%、直近修了者 0.00%（受験率 0.00%）
公的支援の見直しの対象	平成 23 年度入学者選抜試験から募集停止のため対象外
組織見直しの形	撤退（在学生在が修了した時点（平成 23 年度末予定）で廃止）
組織見直しの理由	① 中教審法科大学院特別委員会において、重点フォローアップ校に指定され、入学者選抜試験の抜本的改善が要求されたこと ② このため、平成 22 年度の入学者選抜試験から、適性試験の最低合格点（下位 15%）及び小論文、書類審査等を合わせた総合点の合格基準点（満点の 60%）を設定したところ、これらの基準を上回る者がおらず、合格者がゼロとなったこと ③ もともと司法試験の合格実績が上がらず、志願者数が減少していたこと ④ 以上のことから、入学者を募集しても、質の高い学生を確保することが困難と判断したこと
公的支援の見直しに対する意見	重点フォローアップ校に指定された時点で、公的支援の見直しが実施されれば、その対象となると認識したが、それ以前に撤退を決めたため、特に意見はない。

（注）当省の調査結果による。

## ウ 評価の結果

公的支援の見直し指標は、法科大学院入学者選抜試験の競争倍率及び司法試験合格率の 2 指標であるが、以下のような法科大学院の実態を踏まえると、その運用に当たって配慮すべき要素や付け加えるべき要素がある。

- ① 未修者については、司法試験の合格率が既修者に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成 19 年度以降継続している。このため、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。
- ② 競争倍率は、意図的に合格者を減少させることにより、2 倍以上を確保することが可能であり、司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）

が該当しそうな場合、公的支援の見直し対象となることを避けるため、このような措置を採るおそれがあることは否定できない。現に、3年連続して司法試験の合格率が全国平均の半分未満等である13校中11校は、平成23年度入学者選抜試験において、競争倍率が2倍以上に回復しているが、うち10校は、定員内不合格者を出している。このような措置を採られた場合、競争倍率2倍以上を確保しても、入学者の質の確保が図られているとは判断できず、これを補完する指標が必要となる。合格者数の減少に伴い入学者数も減少し、定員充足率も低下することから、補完する指標として定員充足率を加味する必要がある。

- ③ 公的支援の見直し対象は、競争倍率（2倍未満）及び司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）の両指標に該当する法科大学院であるが、どちらか一方の指標に該当するものが27校ある。このうち、平成21年度から23年度までの3年間連続して競争倍率が2倍未満のものが8校、19年から23年までの5年間連続して司法試験合格率が全国平均の半分未満等のものが7校ある。

このように、競争性や法科大学院教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならない。

以上のことから、公的支援の見直しに関しては、次のような課題が認められる。

未修者については、司法試験の合格率が既修者に比べ低い傾向が、未修者の受験が始まった平成19年度以降継続している。このため、未修者を中心に教育を行っている法科大学院は、既修者を中心に教育を行っている法科大学院に比べ、司法試験合格率が低迷している状況にある。

競争倍率は、意図的に合格者を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であり、司法試験合格率（3年連続して全国平均の半分未満等）が該当しそうな場合、公的支援の見直し対象となることを避けるため、このような措置を採るおそれがあることは否定できない。

競争性や法科大学院教育の質の確保が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならない。